

奥出雲町 こども計画

第3期 奥出雲町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度
(2025年度～2029年度)



本 編



令和7年3月 奥出雲町



子育てが幸せにできるまちをめざして

奥出雲町では、「第 2 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こども一人一人が健やかに成長し、子育て世代が安心して働きながら、子育てできる社会の実現のための取り組みを進めてきました。しかしながら、近年では日本全体が人口減少・少子高齢化が進み、経済や社会の存続の危機に直結した課題となっています。私たちのまち奥出雲町においても未婚率の上昇や家庭環境の多様化、地域関係の希薄化等様々な要因から、出生数も極端なスピードで減少し、人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、一層深刻で地域の存続にかかわる危機的な状況になっています。

こうした状況の中で、「第 2 期計画」が終了する時期にあたり、これまでの施策の効果や新たな子育て支援について子育て世代のニーズや意見を検証し、「奥出雲町こども計画(第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画)」を策定することとしました。この計画では、奥出雲町におけるまちづくりの理念のもと、アンケート等による子育て世代のニーズを踏まえ、こどもを地域社会のまんなかにして奥出雲町で生まれ育つすべてのこどもたちの健やかな成長を願い、子育て家庭の支援に資する施策を計画的に実施することで、多世代が共に育ちあい、幸せに暮らせる社会の実現をめざすものです。

私は町の総合計画・総合戦略「奥出雲創生 ～総力戦のまちづくり～」において、「子育て・教育の充実と奥出雲を担う人づくり」を大きな柱に掲げています。「こども」は地域社会にとって次世代を担う宝であり、私たち奥出雲町民の将来への希望であります。今、奥出雲町は急激な少子化による生徒数の減少から、小学校再編という歴史的な変革を行うこととなり、それを踏まえて「奥出雲町教育大綱」も改訂し、危機感を持って一歩も二歩も進んだ教育と切れ目のない子育て施策を展開していくこととしています。地域ぐるみでこどもを育てる環境づくりや、安心して子育てができる支援体制の推進、幸せな未来をつくる出会いづくりをめざし、本計画の取り組みを進めて参りますので、町民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました奥出雲町子ども子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、事業所の皆様、関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月

奥出雲町長

糸原 保

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の社会的背景	1
2. 趣旨	1
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間	2
5. 計画策定体制	2
第2章 奥出雲町の子ども・子育てに関する現状	4
1. 統計からみた奥出雲町の現状	4
2. 子育て及びこども・若者の現状.....	9
3. 奥出雲町における子ども・子育て支援における課題.....	27
第3章 基本的な考え方.....	30
1. 基本理念	30
2. 施策の体系	31
第4章 施策の展開	33
1. こども一人一人が健やかに育つまちづくり	33
2. 安心して子育てできるまちづくり.....	34
3. 親の育ちを支援し、生き生きと暮らせる社会づくり.....	36
4. ふるさとに愛着を持ち、心身ともにたくましい次代を担うひとの育成	37
5. みんなで支え合うこどもまんなかの地域づくり	39
第5章 量の見込みと提供体制	41
1. 子育て支援施設・事業の整備方針.....	41
2. 教育・保育提供区域の考え方	41
3. 量の見込みと確保の内容	41
資料編	53

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の社会的背景

我が国では、人口減少が進行しており、令和5年の出生数は727,277人であり、過去最少となりました。合計特殊出生率も1.20で同様に過去最低となり、少子化がますます進行しています。その背景には未婚化と晩婚化があると言われており、若い世代の低所得、不安定な雇用環境、出会いの場の減少が指摘されています。子育て当事者にとっては、子育てしにくい、子育てと仕事との両立が困難な職場環境、経済的・精神的負担感が大きな課題となっています。

また、令和4年度には小・中学校における不登校、「ネットいじめ」、児童虐待の相談等の件数が過去最多になり、10代の死因の最多が自死であるなど、こどもを巡る問題は深刻さを増しています。

このような状況にあって、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しする機関として、令和5年4月1日、こども家庭庁が設立されました。同日、常にこどもの利益を第一に考え、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。そして、こども施策を推進する「こども大綱」を定め、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

島根県においては、こども計画として「しまねっ子すくすくプラン」を策定しており、各市町村においては、国の大綱や県の計画を受けて、こどもに関する施策の実施が期待されています。

2. 趣旨

奥出雲町では、「次世代育成支援行動計画（平成17年度、平成22年度）」、「子ども・子育て支援事業計画（平成27年度、令和2年度）」を策定し、こども一人一人が健やかに成長し、子育て世代が安心して働きながら、子育てできる社会の実現のための取り組みを進めてきました。

「第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」が終了する時期にあたり、第3期計画を策定するものです。この計画では、奥出雲町におけるまちづくりの理念のもと、こどもを地域社会のまん中にして奥出雲町で生まれ育つすべてのこどもたちの健やかな成長を願い子育て家庭の支援に資する施策を計画的に実施することで、多世代が共に育ちあう社会の実現を目指し策定するものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「奥出雲町総合計画」、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、こども大綱及び島根県こども計画を勘案して策定します。なお、少子化対策基本法における長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項に掲げる事項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項を含むものとします。

奥出雲町のこどもと子育て家庭を中心に全ての人を対象とした計画です。

- 「こども基本法」(第10条第2項)に基づく計画です。
- 「第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ計画です。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

H27～H31/R1	R2～R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第1期 奥出雲町子ども・ 子育て支援事業	第2期 奥出雲町子ども・ 子育て支援事業						
		奥出雲町こども計画 (第3期 奥出雲町子ども・子育て 支援事業計画)(本計画)					
		中間見直し 評価・次期 計画策定					次期 以降

5. 計画策定体制

(1) 奥出雲町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、奥出雲町子ども・子育て会議により検討を行いました。委員には、学識経験者をはじめ、子どもの保護者、幼稚園や小学校の代表者、子ども・子育て支援に係る事業の代表者等に就任していただき、子育て支援施策の検討に際して貴重なご意見をいただきました。

(2) 奥出雲町子ども・子育てに関するニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前のお子さんや小学生のお子さんをもつ保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用意向、町の施策への意見等を把握するために、「奥出雲町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

（３）子育て支援施設等へのアンケート・ヒアリング調査の実施

子育て支援の実態を把握するために、子育て支援施設等に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、支援者の意見を聴取しました。

（４）小学生・中学生・若者へのアンケート調査の実施

こどもの居場所や孤立・孤独感に関する意識を把握するため、町内の小学５年生、中学２年生及び１６歳から３０歳までの若者を対象にアンケート調査を実施しました。

（５）パブリックコメントの実施

策定した本計画（案）について、令和７年１月にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまの意見を募集し、貴重なご意見をいただきました。

第2章 奥出雲町子ども・子育てに関する現状

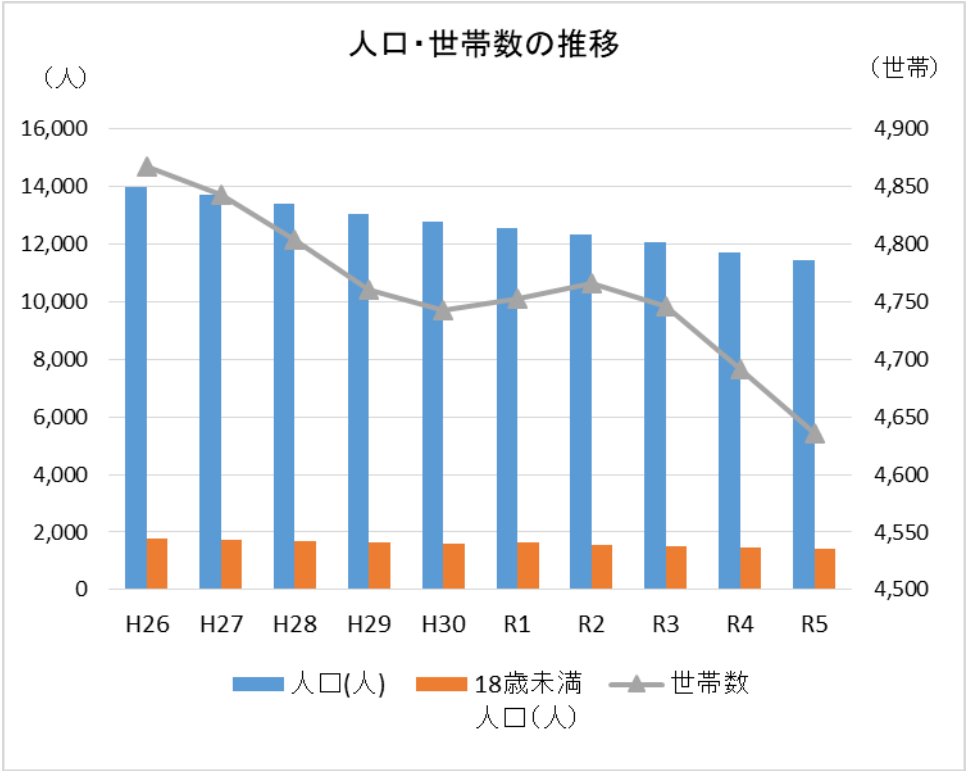
1. 統計からみた奥出雲町の現状

(1) 人口の推移

①人口・世帯数

平成26年から令和5年までの人口と世帯数の推移をみると、人口は2,561人減少、そのうち18歳未満の児童は397人減少しています。町全体の人口の減少率が18.3%であるのに対し、18歳未満の児童の減少率は22.1%と、より大幅な減少となっています。

世帯数は、平成26年には4,848世帯ありましたが、令和5年には4,636世帯となり、232世帯減少しています。1世帯あたりの人数は、平成26年の2.87人から令和5年には2.47人と減少しています。



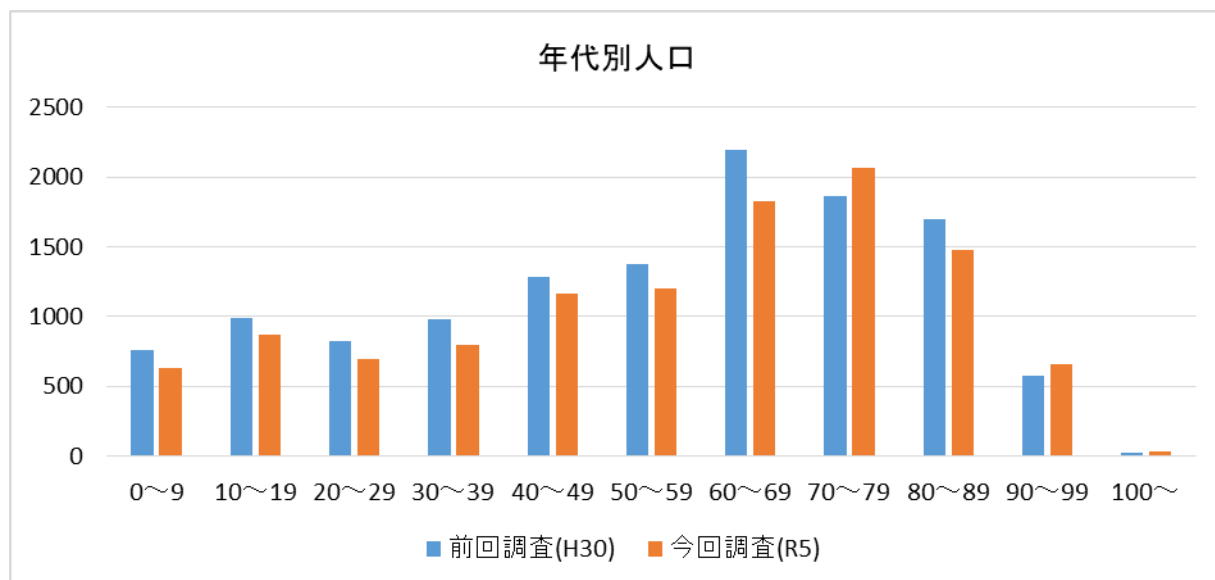
各年3月31日現在										
年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口(人)	13,991	13,710	13,429	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430
18歳未満人口(人)	1,796	1,746	1,694	1,626	1,576	1,623	1,557	1,516	1,445	1,399
世帯数	4,868	4,843	4,804	4,761	4,743	4,753	4,766	4,746	4,691	4,636

資料：奥出雲町住民基本台帳

②年代別人口

令和5年の年代別人口は、70代が最も多く、平成30年の前回調査では、60代が最も多くを占めたのに対し、より高齢化が進んでいます。60代以上は、平成30年には50.6%、令和5年には53.0%を占めています。

一方、令和5年の若年層である20代から40代は23.3%です。0歳から20歳未満は13.2%であり、前回の平成30年よりさらに0.75ポイント減少しています。



令和5年3月31日現在

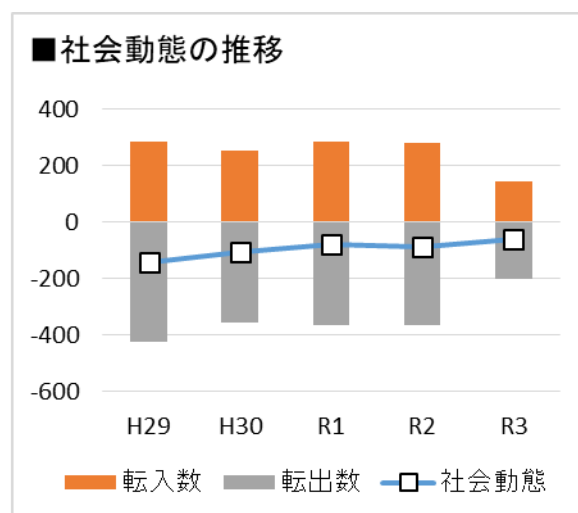
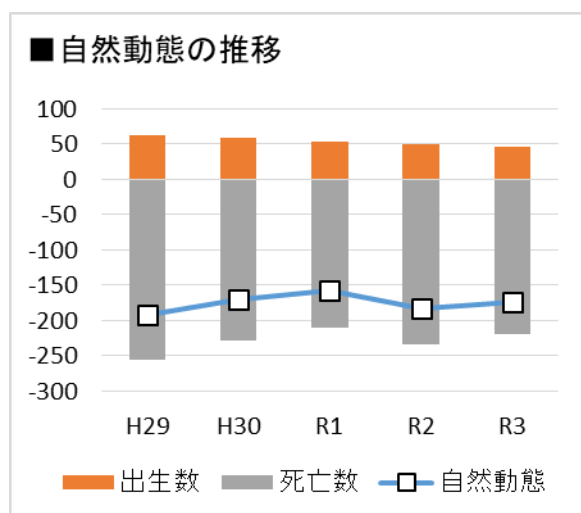
年齢(歳)		0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～	合計
合計人数(人)	前回調査(H30)	757	993	826	975	1,286	1,379	2,195	1,865	1,701	575	22	12,574
	今回調査(R5)	633	872	695	797	1,167	1,204	1,828	2,068	1,478	659	29	11,430

資料：奥出雲町住民基本台帳

③人口動態

出生数は年々減少しており、平成 29 年には 63 人だったのに対し、令和 3 年には 46 人に減少しており、27.0%の減少率となっています。死亡数は、年によって増減はあるものの減少傾向にあり、自然動態は縮小傾向にあります。

社会動態を見ると、平成 29 年には 285 人の転入者がありましたが、令和 3 年には 142 人と大きく落ち込んでいます。一方、転出数は平成 29 年の 427 人から令和 3 年には 204 人となっており、社会動態による減少は小さくなっています。



	自然動態	出生数	死亡数	社会動態	転入数	転出数
H29	△ 192	63	255	△ 142	285	427
H30	△ 170	59	229	△ 106	252	358
R元	△ 157	53	210	△ 82	284	366
R2	△ 183	50	233	△ 91	277	368
R3	△ 174	46	220	△ 62	142	204

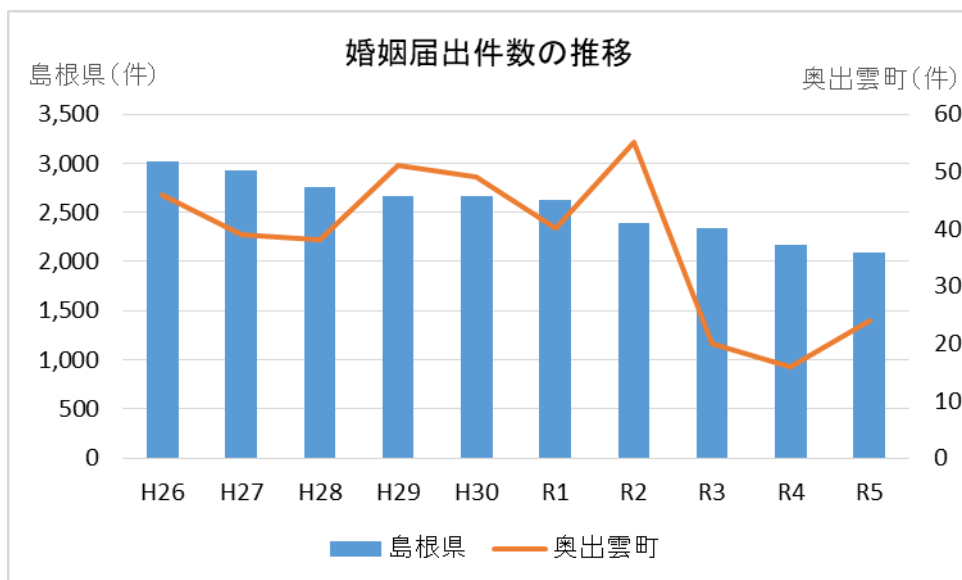
資料:厚生労働省「人口動態統計」 県健康福祉総務課
(※令和3年の転出数は社会動態より逆算)

(2) 婚姻の状況

婚姻届出件数の推移をみると、島根県は平成26年の3,022件から令和5年には2,095件へと年々減少しており、10年間の減少率は30.7%となっています。

奥出雲町は、令和2年の55件をピークとして、令和3年には20件と大きく減少し、令和5

年には24件となっています。10年前の平成26年と比較しても約半数にまで減少しています。



各年3月31日現在

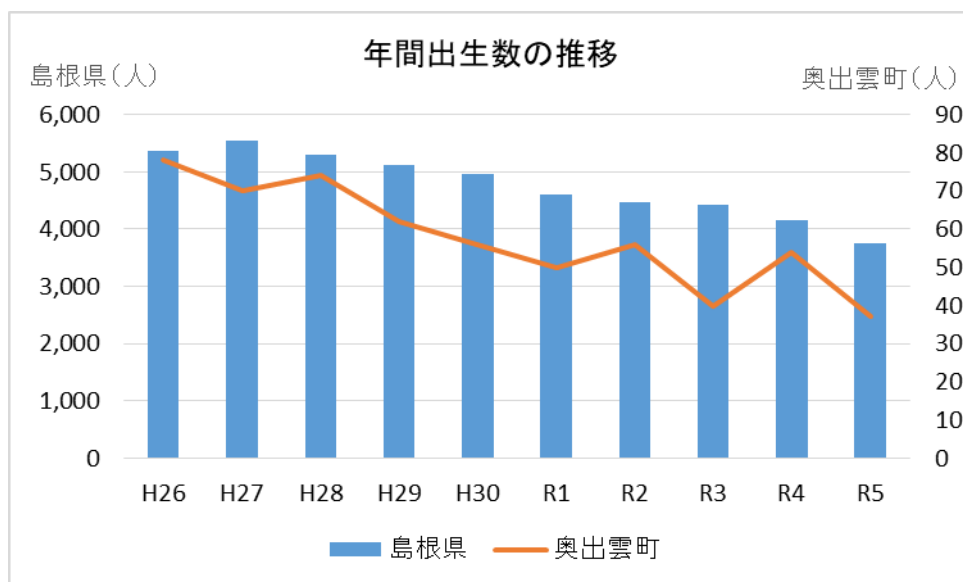
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
島根県	3,022	2,931	2,755	2,662	2,672	2,625	2,398	2,337	2,167	2,095
奥出雲町	46	39	38	51	49	40	55	20	16	24

資料：島根県健康福祉部、奥出雲町住民基本台帳

(3) 出生数の推移

年間出生数の推移をみると、島根県は年々減少しており、平成26年の5,359人から令和5年には3,759人になっています。

奥出雲町でも、平成26年には78人の出生がありましたが、令和5年には37人と大きく減少しており、52.6%の減少率になっています。



各年3月31日現在

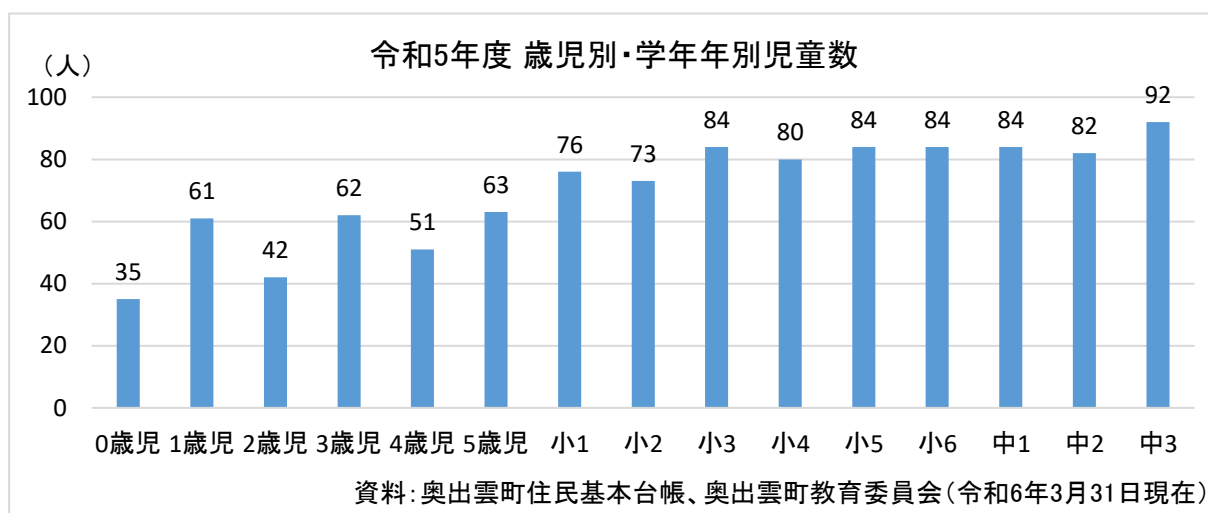
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
島根県	5,359	5,551	5,300	5,109	4,958	4,594	4,473	4,415	4,161	3,759
奥出雲町	78	70	74	62	56	50	56	40	54	37

資料：島根県青少年家庭課、奥出雲町住民基本台帳

(4) 児童・生徒数

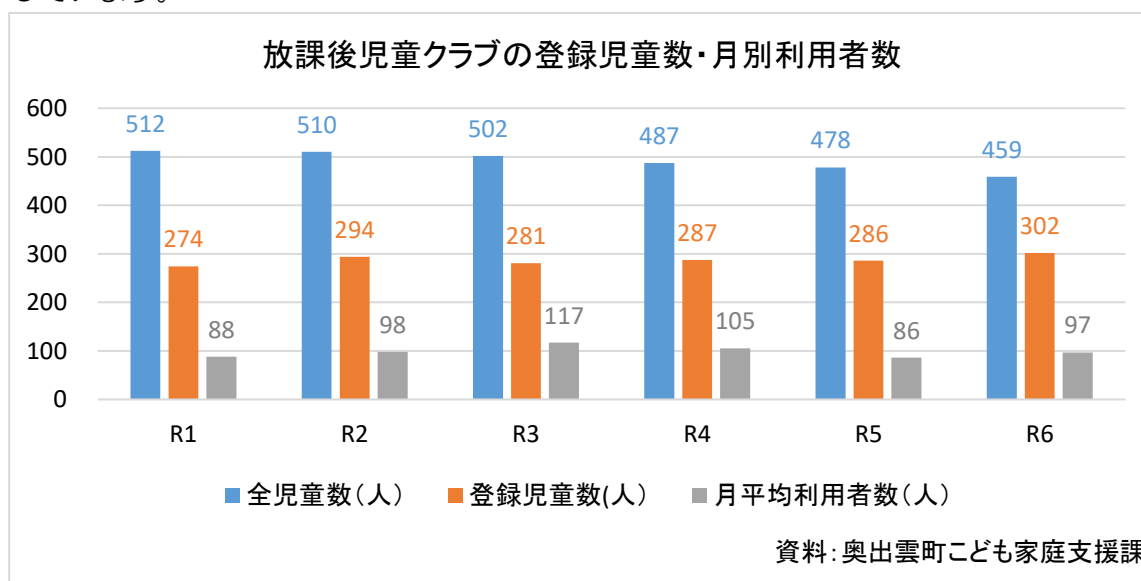
①歳児別・学年別児童数

中学3年生は92人在籍していますが、年齢が低くなるにしたがって児童数は減少しており、小学1年生は76人、0歳児は35人となっています。現在の0歳児は中学3年生の4割に満たない児童数であり、このまま推移すると、今後、小学校・中学校の児童数は大幅に減少することが予想されます。



②放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブは、平成27年には各公民館区単位の9か所で開設しています。全児童数は減少していますが、登録児童数は増加しており、令和6年は全児童数の65.8%が登録しています。



2. 子育て及び子ども・若者の現状

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみた現状

奥出雲町の子育て世帯における子育ての実態や子育て支援の利用希望等を把握するため、乳幼児保護者及び小学生保護者へのアンケート調査を実施しました。

アンケート調査は令和6年2月2日～19日に実施し、乳幼児保護者より173件（回収率67.3%）、小学生保護者より215件（回収率62.7%）の有効回答を得ました。

①親戚等からの支援の状況

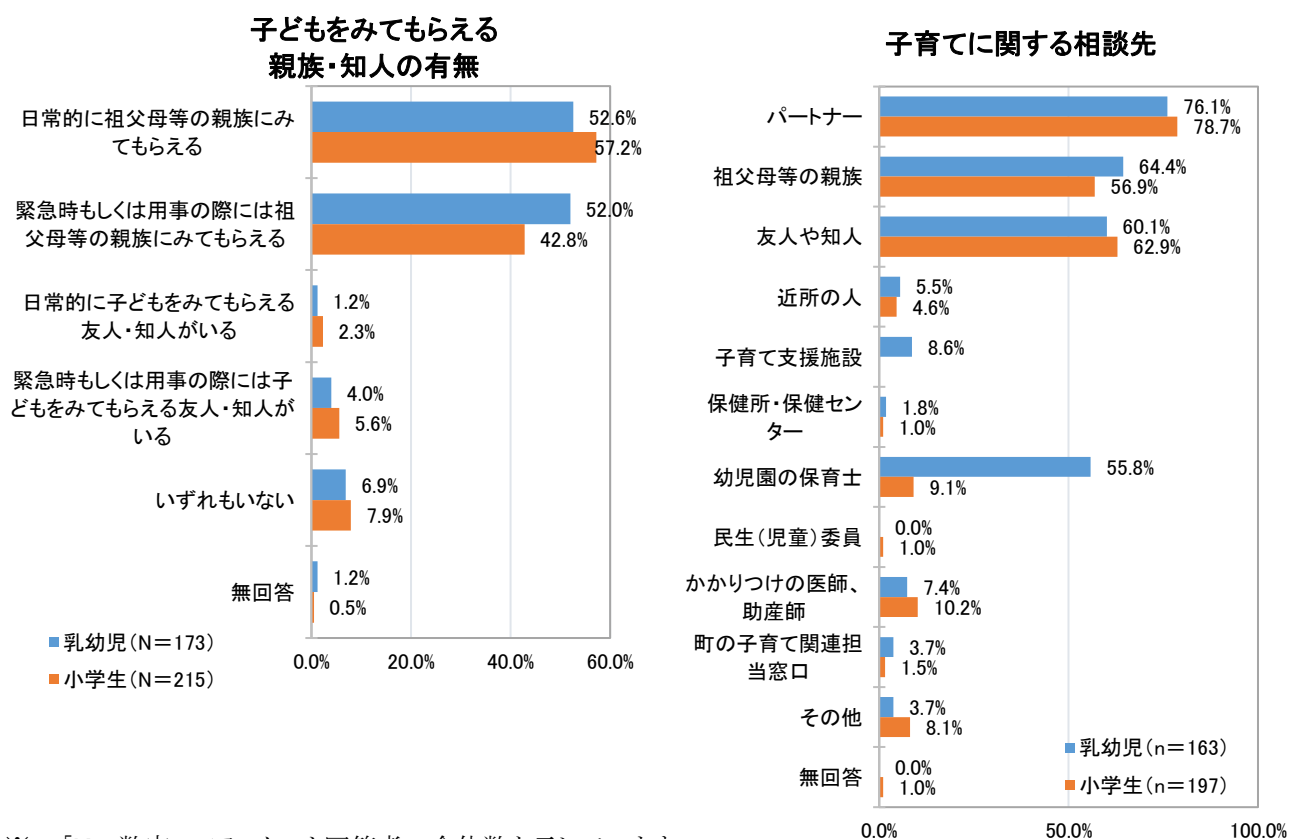
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」という回答は、乳幼児保護者で52.6%、小学生保護者で57.2%と、半数以上でした。

「緊急時もしくは用事の際にみてもらえる」という回答は、乳幼児保護者で52.0%、小学生保護者では42.8%となっています。

子育てに関する相談先としては、乳幼児保護者、小学生保護者とも8割近くが「パートナー」を挙げています。

「祖父母等の親族」「友人や知人」と、6割前後の保護者が回答しています。

また、乳幼児保護者では「幼稚園の保育士」を55.8%が挙げています。



※ 「N=数字」…アンケート回答者の全体数を示しています。

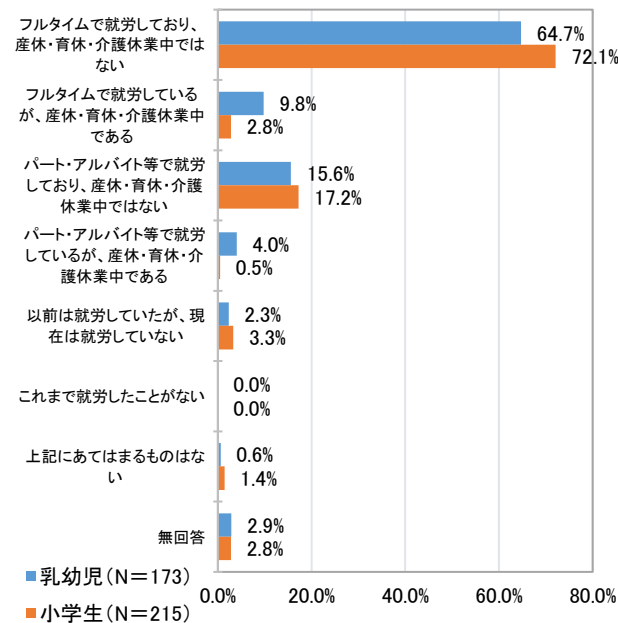
※ 「n=数字」…その設問に該当するアンケート回答者数を示しています。

②保護者の就労状況

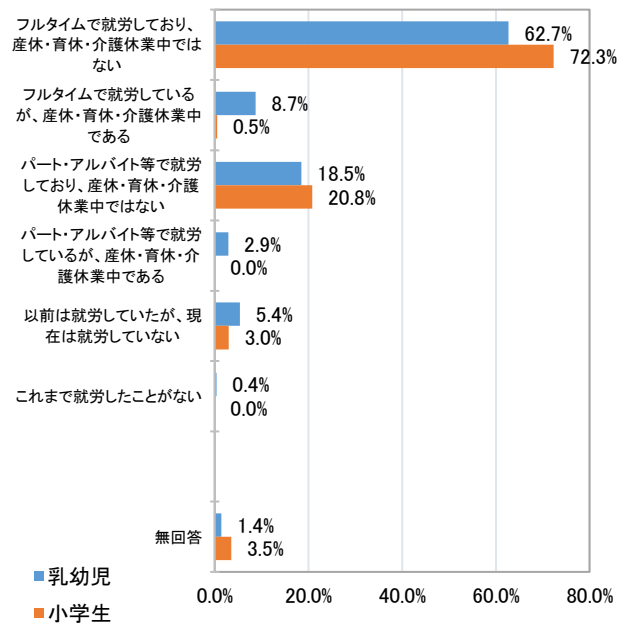
母親の就労状況については、フルタイムが最も多く、前回とほぼ同様の割合になっています。産休・育休中ではないパート・アルバイトはやや減少しています。子育て中でもフルタイムでの就労が可能な環境が整ってきたことが伺えます。

父親については、ほとんどがフルタイムによる就労であり、前回と大きな変化は見られません。

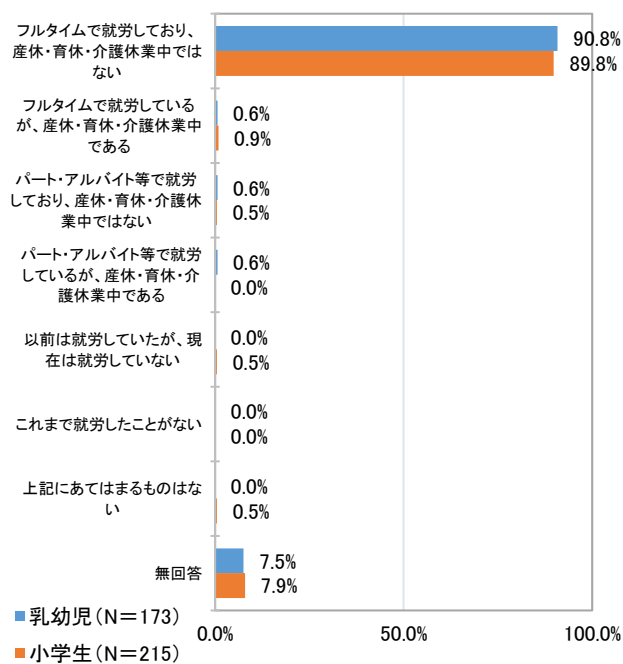
【今回：母親】就労状況



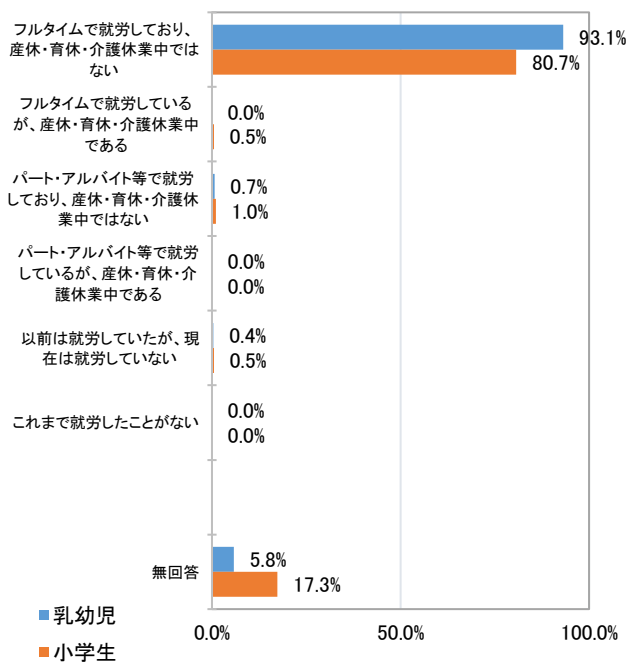
【前回：母親】就労状況



【今回：父親】就労状況



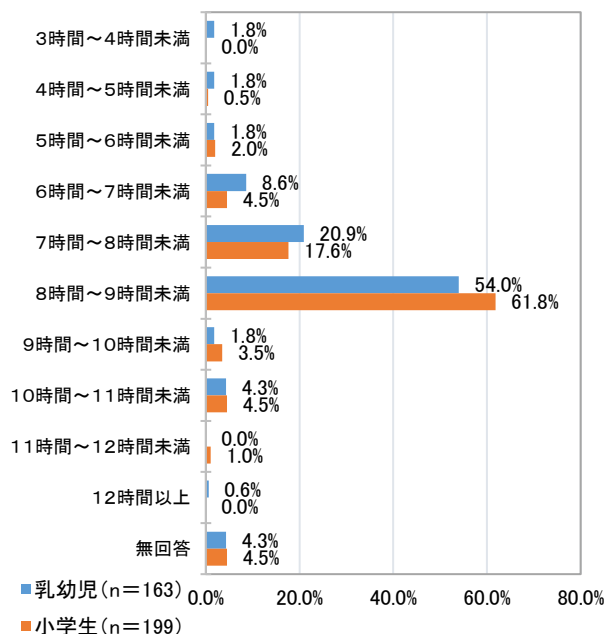
【前回：父親】就労状況



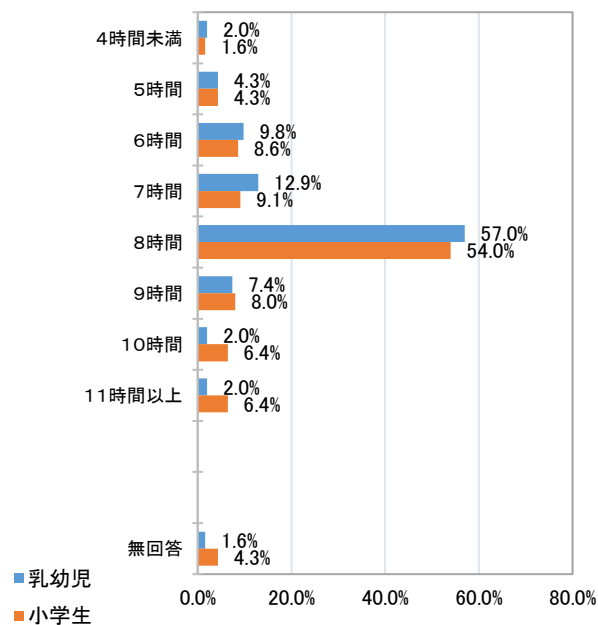
母親の1日当たりの就労時間は、8時間から9時間までが最も多く、特に小学生保護者では7割以上が8時間以上就労しています。

父親の1日当たりの就労時間も、8時間から9時間までが最も多くなっています。前回調査と比較すると、11時間以上の就労がやや減少しています。

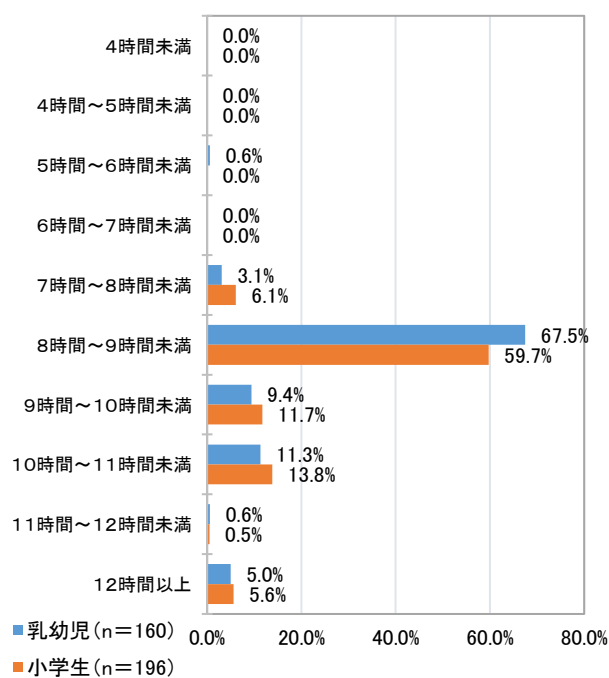
【今回：母親】1日の就労時間



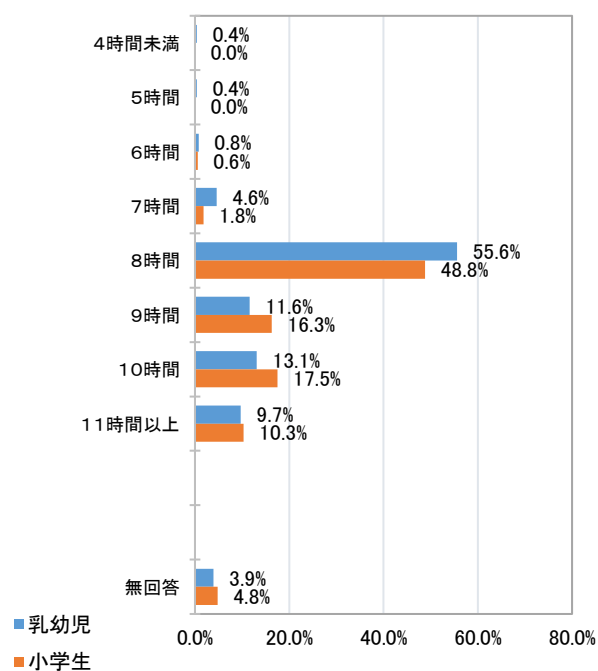
【前回：母親】1日の就労時間



【今回：父親】1日の就労時間

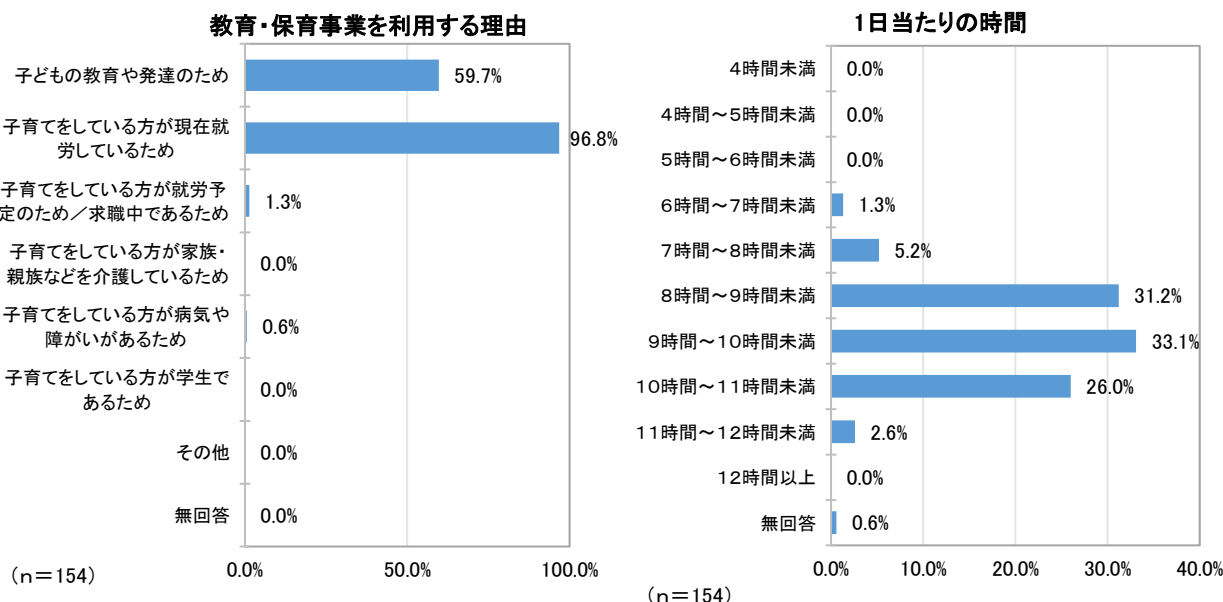


【前回：父親】1日の就労時間



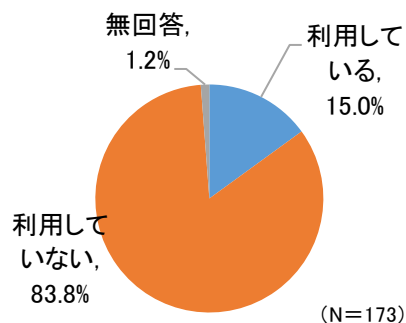
③就学前児童の施設や事業の利用状況

就学前児童の89.0%が幼稚園で「定期的な教育・保育の事業」を受けています。その理由として96.8%の保護者が「現在就労しているから」と回答しており、さらに6割近くが「子どもの教育や発達のため」を理由としています。1日当たりの保育時間は、「9時間～10時間」が33.1%と最も多く、10時間以上も3割近くになっています。

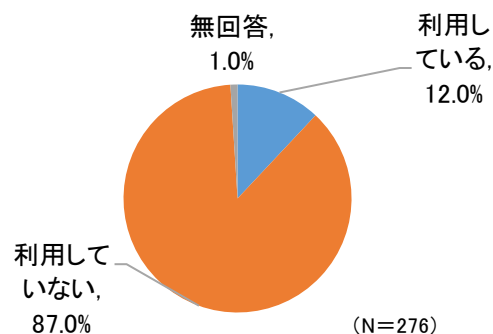


子育て支援センターの利用は、12.0%から15.0%へと増加しています。今後の利用希望には変化は見られません。

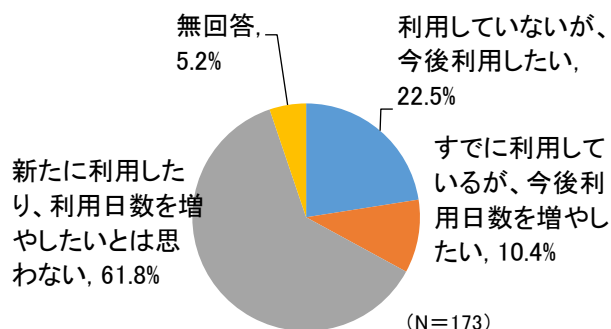
【今回】地域子育て支援拠点事業の利用について



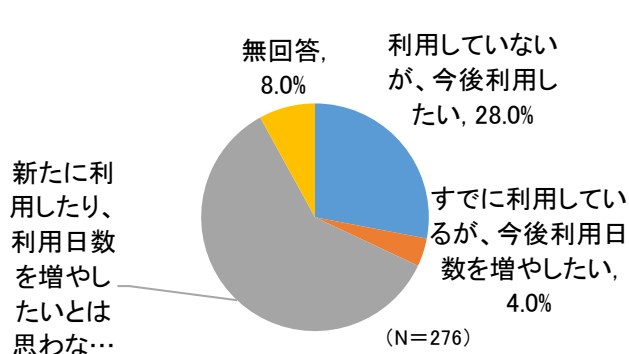
【前回】地域子育て支援拠点事業の利用について



【今回】地域子育て支援拠点事業の利用希望



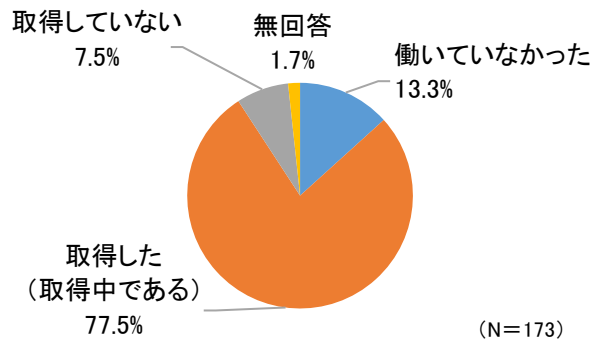
【前回】地域子育て支援拠点事業の利用希望



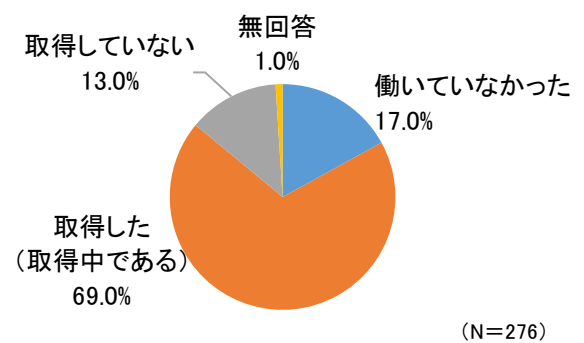
④育児休業制度の利用

育児休業制度は、母親は 77.5%、父親は 12.1%と、前回調査より取得した（取得中）の割合が伸びています。母親では 8.5 ポイント、父親では 9.1 ポイントの増加になっています。

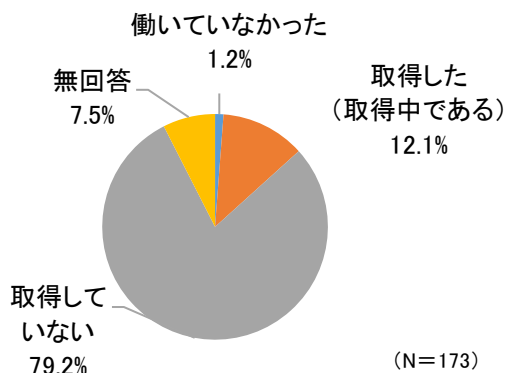
【今回：母親】育児休業の取得



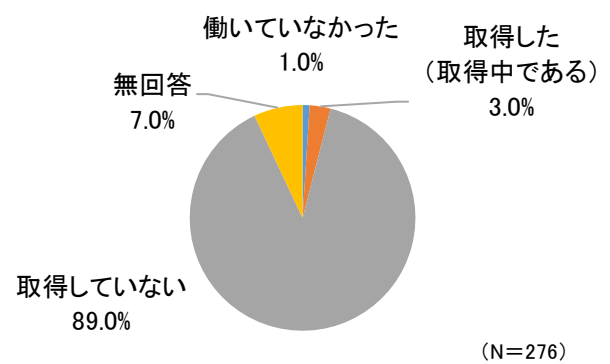
【前回：母親】育児休業の取得



【今回：父親】育児休業の取得



【前回：父親】育児休業の取得



育児休業を取得していない理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「子育てや育児に専念するため退職した」「仕事が忙しかった」という理由が挙げられています。

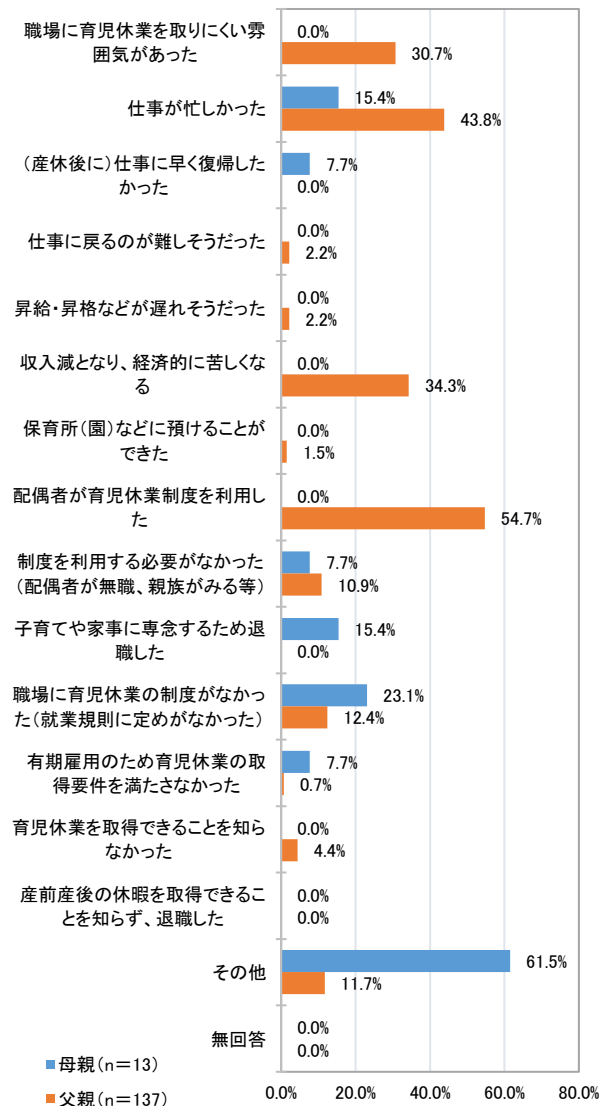
母親については、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」という理由は挙げられておらず、職場での改善が図られていることがうかがえます。

父親については、「配偶者が育児休業制度を利用した」を半数以上が理由として挙げています。

また、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が理由として挙がっています。

「職場に育児休業が取りにくい雰囲気があった」という理由も 3 割が挙げており、父親の育児従業制度利用についての理解促進が求められます。

【今回】育児休業を取得していない理由



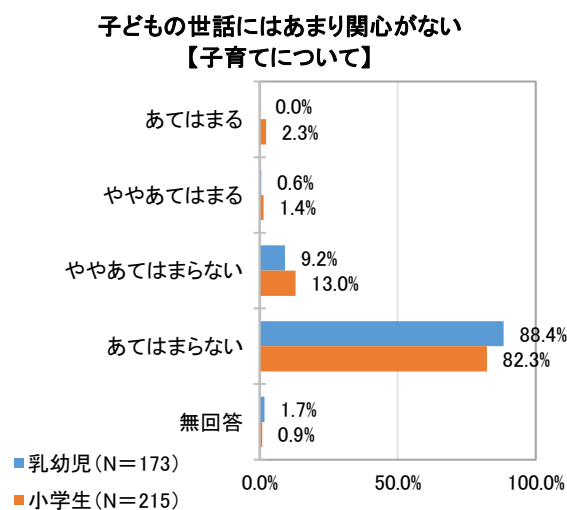
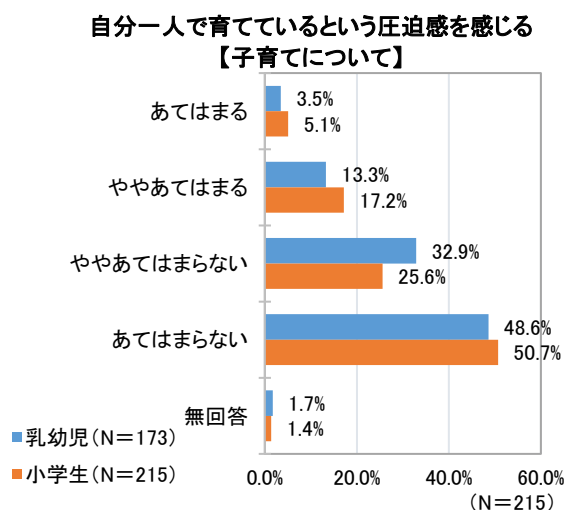
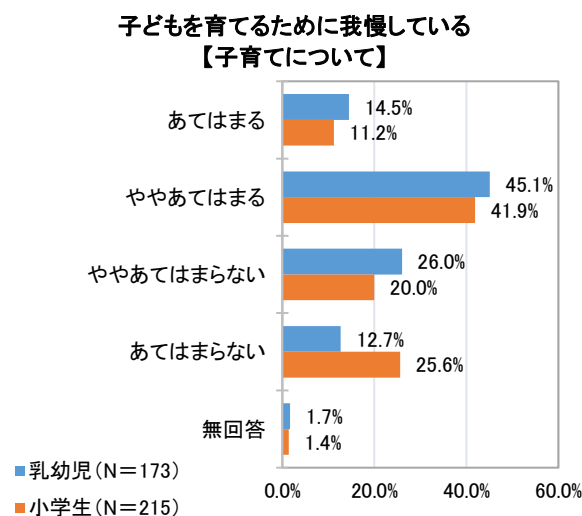
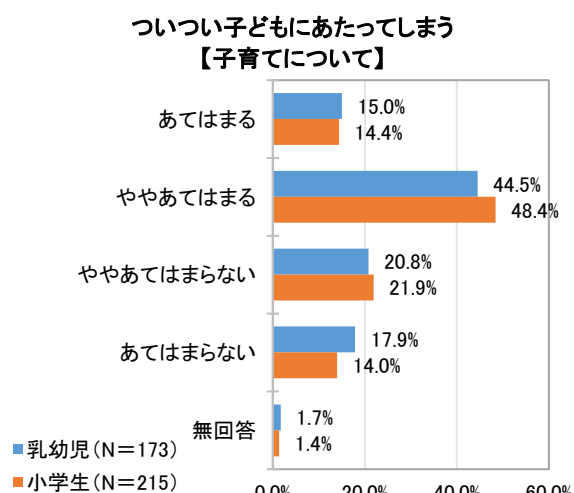
⑤子育てについて

子育てについて、「つつい子どもにあたってしまう」と約6割の保護者が「あてはまる」「ややあてはまる」と回答しています。

「子どもを育てるために我慢している」のは、乳幼児保護者で6割近く、小学生保護者で5割強が「あてはまる」「ややあてはまる」と回答しています。

「自分一人で育てているという圧迫感を感じる」割合は、小学生保護者の方が乳幼児保護者よりやや高い割合になっています。

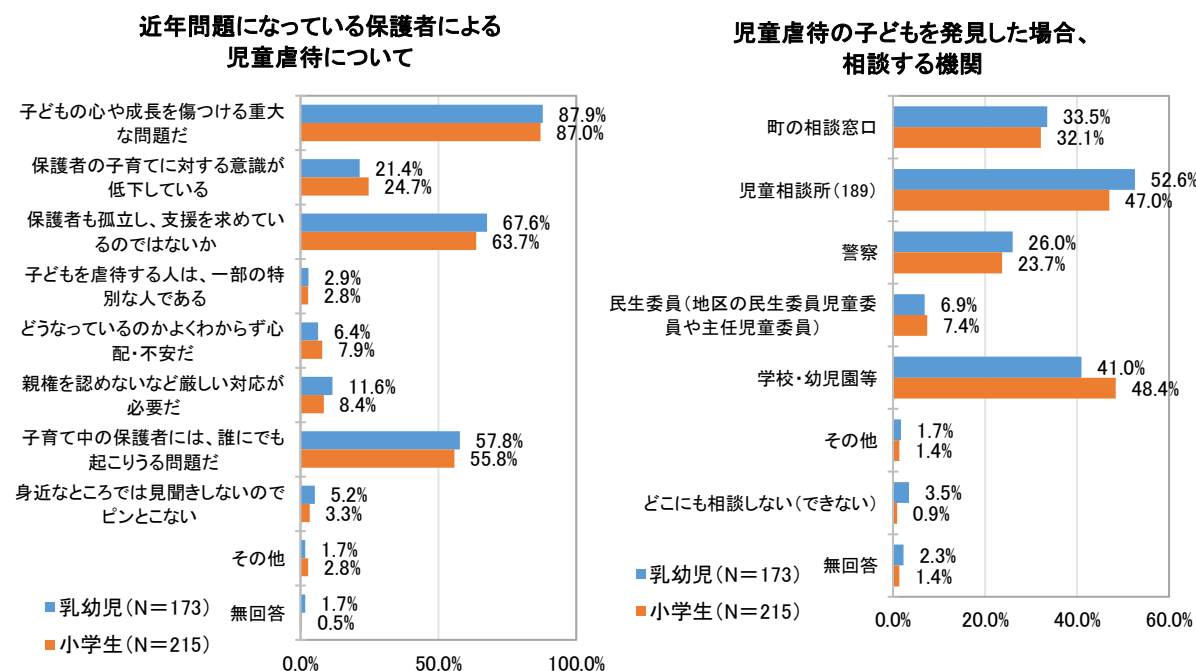
「子どもの世話にあまり関心はない」という回答は、小学生保護者でわずかにあります。



⑥児童虐待について

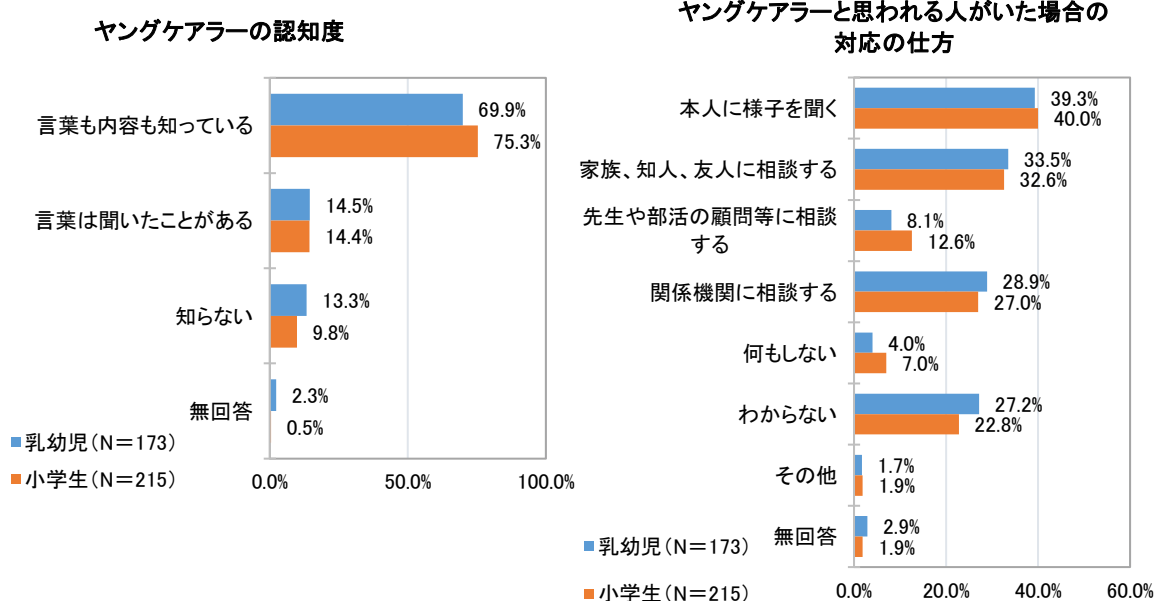
児童虐待については、約 9 割が「子どもの心や成長を傷つける重大な問題だ」と捉えています。また、6 割～7 割近くが「保護者も孤立し、支援を求めているのではないかと」理解しています。

児童虐待を発見した場合に相談する機関としては、児童相談所、学校・幼稚園等、町の相談窓口が多く挙げられています。



⑦ヤングケアラーについて

ヤングケアラーについては、約 7 割が「言葉も内容も知っている」と回答しています。ヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応としては、約 4 割が「本人に話を聞く」とし、「家族、知人、友人に相談する」「関係機関に相談する」と回答しています。2 割～3 割近くの「わからない」という回答もあります。



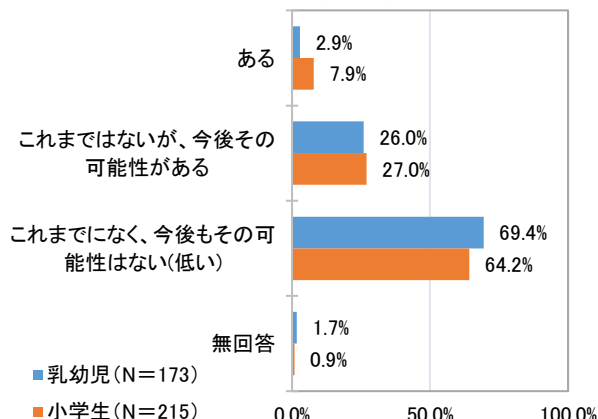
⑧こどもの貧困について

この１年間で、子どもが必要とする文具や教材が買えなかったことや学校の経費の支払いに苦慮したことが「ある」という回答はわずかですが、「今後その可能性がある」という回答は３割近くあります。

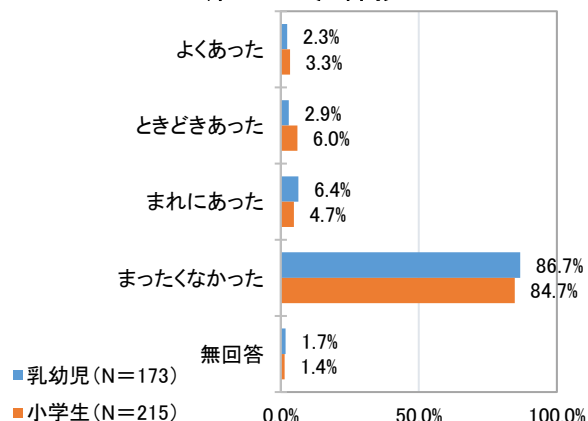
家賃や住宅ローンの滞納や債務の返済が滞ったことが「(よく・ときどき・まれに)あった」という回答が、１割強あります。

食料が買えなかったことが「(よく・ときどき・まれに)あった」という回答は１割近くありました。

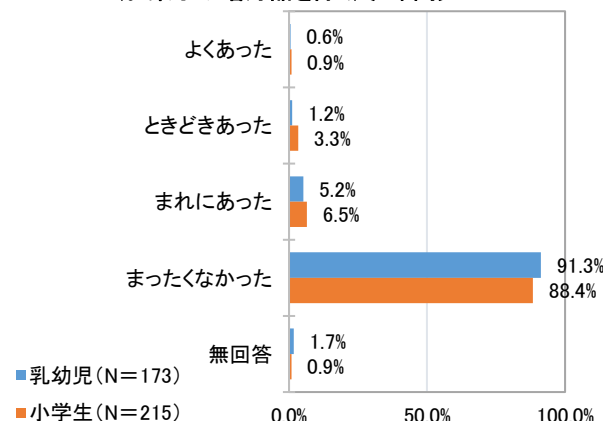
文具や教材、学校の経費の支払いに困ったこと〔１年間〕



家賃・住宅ローン滞納や債務の返済が滞ったこと〔１年間〕



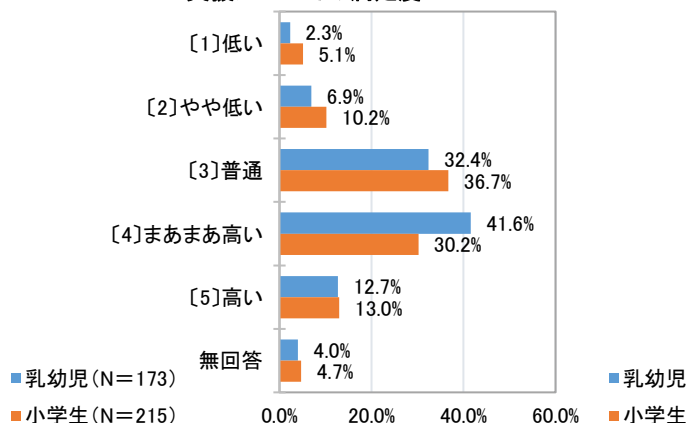
食料が買えなかったこと (お菓子や嗜好品を除く)〔１年間〕



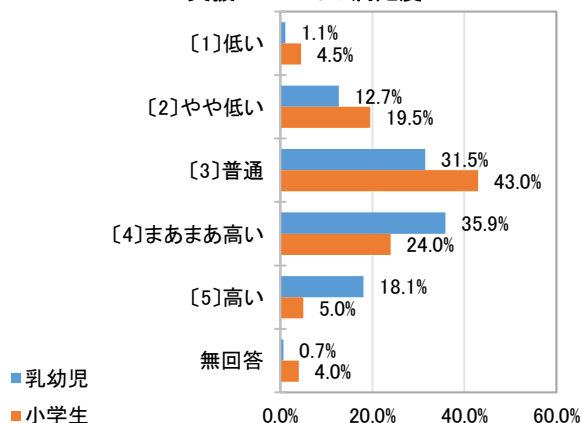
⑨町の子育て支援について

奥出雲町の子育て環境や支援について、「高い」「まあまあ高い」を合わせた回答は、乳幼児保護者では、ほぼ前回と同様の 54.3%でしたが、小学生保護者では 43.2%と、前回より 14.2 ポイント上昇しました。

【今回】奥出雲町における子育て環境や支援についての満足度



【前回】奥出雲町における子育て環境や支援についての満足度



⑩自由記述

●子育て支援制度

- ・ 他の自治体と比較して、奥出雲町では助成金や制度面で充実しており、とても満足している。
- ・ 幼稚園まであまり費用がかからないのは助かっている。小学校、中学校の支援も欲しい。
- ・ 医療に関する助成など大変充実していると感じる。

●小学校統合

- ・ 小学校再編後の影響や部活動、不登校児童の増加が心配される。様々な課題があると思われるので、行政・議会・保護者・地域が一緒になって子どもたちがどうなってもらいたいのか考えていく必要性を感じている。
- ・ 小学校統合の際、夢を感じられる学校にしてほしい。こどもの自主性や学習意欲が向上する学校にしてほしい。

●保育士

- ・ 保育士は丁寧に対応してくれており、感謝している。人員増や仕事の効率化など働く環境の改善を図ってほしい。

●医療

- ・ 出産に関して産科がないことや小児科の入院ができないことが困る。

●働く場

- ・ 働き口が少なく転職が難しい。家庭で子育てをするには生活がしっかりしていないと難しい。

●遊び場・体験の場

- ・ 雨天時でも体を動かして遊べる屋内の遊び場がほしい。
- ・ いろいろな体験をさせてあげたいが、身近に触れられる環境が少ない。スポーツ系の習い事は敷居が高く行きにくい。

●人口減少

- ・ 人口減少に歯止めがかからず、この町で子育てすることに不安を感じる。
- ・ 手厚い子育て支援にもかかわらず、奥出雲に帰って結婚、子育てする人が増えないのは不思議だ。

●関係機関の連携

- ・ 教育現場、保育現場の職員と行政のつながりを大切にしてほしい。
- ・ 役場や医療に関わる方々が連携し、一体となって子どもを育てていくべきだと思う。

●居場所

- ・ 居場所づくりなど、中学生、高校生への支援もしてほしい。
- ・ 不登校が増える中で、居場所や保護者支援の場がない。

●支援を要するこども・若者

- ・ 不登校や障がい、発達支援に力を入れてほしい。
- ・ 障がい児やグレーの児童の居場所についても検討し、経過を報告してほしい。障がい児についても福祉事務所だけでなく連携した取り組みを実現してほしい。

（２）こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査からみた現状

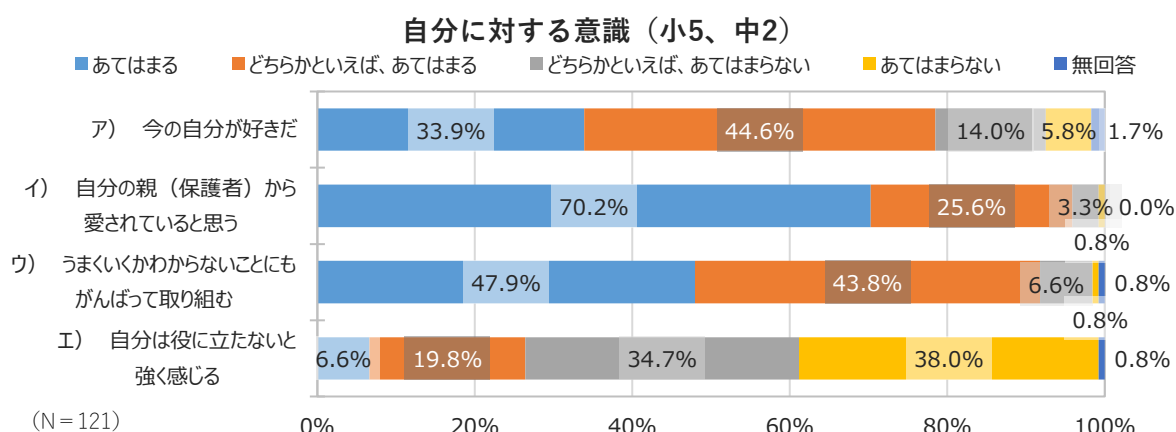
令和 6 年 2 月 2 日～19 日、奥出雲町内の小中学校に通学する小学 5 年生及び中学 2 年生を対象に「こどもの意識と生活に関するアンケート調査」を実施し、121 件（回収率 72.5%）の回答を得ました。

同時期に、奥出雲町に在住する 16 歳～30 歳の青年を無作為抽出し「青年の意識と生活に関するアンケート」を実施し、66 件（回収率 44.0%）の回答を得ました。

①自分に対する意識

小学 5 年生・中学 2 年生のアンケートで「今の自分が好きだ」と回答したのは 33.9%、「自分の親（保護者）から愛されていると思う」が 70.2%であり、令和 4 年に実施された「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和 4 年 4 月、内閣府）（以下、「国の調査」と表記）とほぼ同程度になっています。

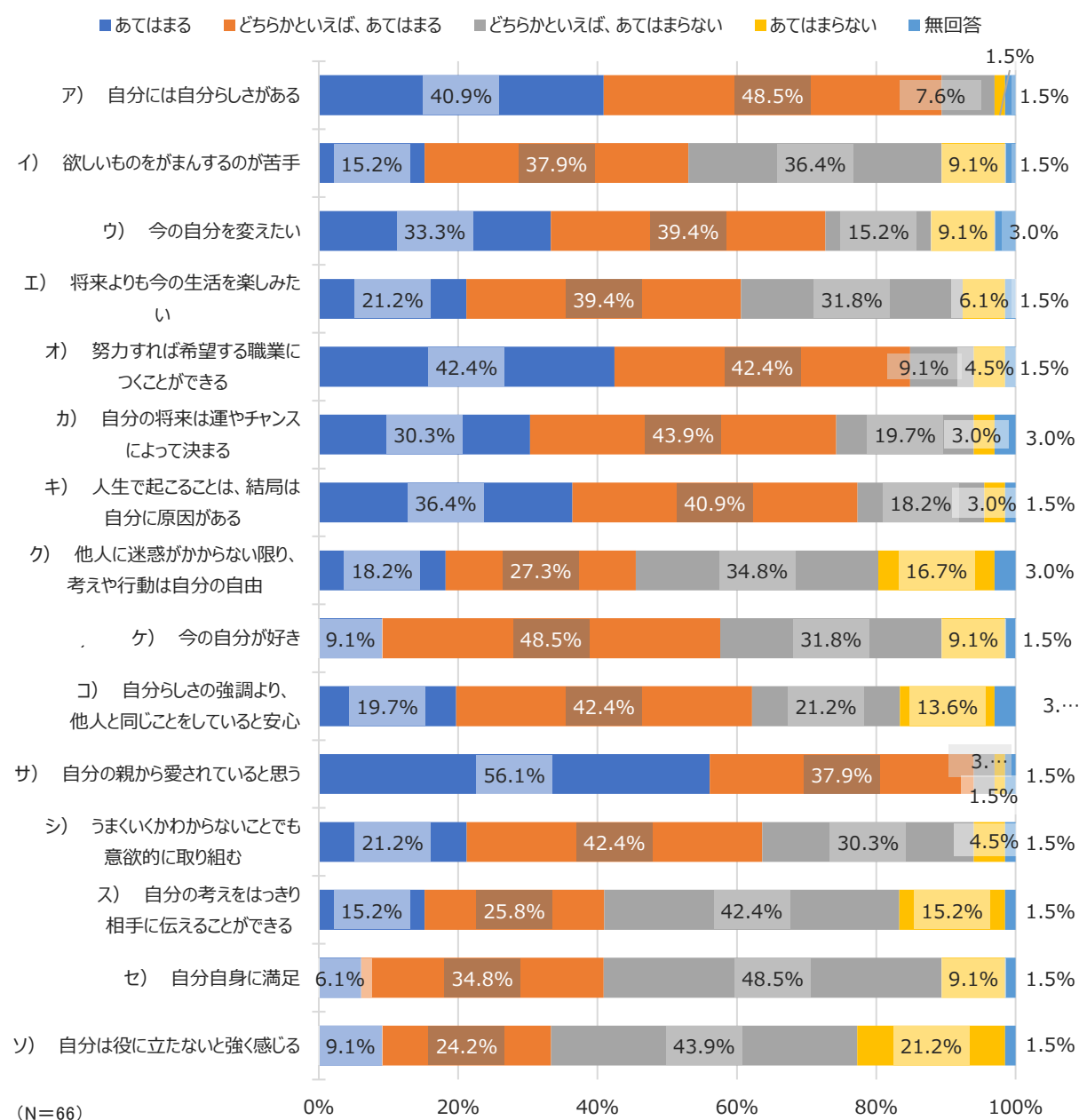
「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」という回答は 47.9%であり、国の調査（35.1%）より高い割合となっています。



本アンケートの対象である奥出雲町に在住する16歳から30歳までの若者(以下、「若者」と表記)で、自分に対する意識について、「努力すれば希望する職業につくことができる」が「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を合わせて84.8%であり、国の調査(62.5%)より22.3ポイント高くなっており、希望を持つ若者が多いことが伺えます。

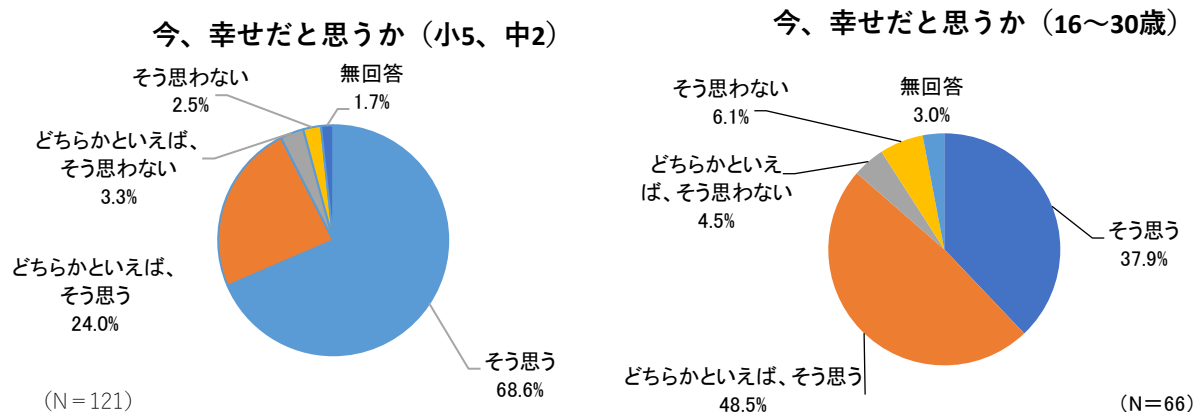
一方、「自分らしさの強調より、他人と同じことをしていると安心」では、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」をあわせて62.1%で、国の調査(48.4%)より13.7ポイント高くなっています。また、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」では41%で、国の調査(56.3%)より15.3ポイント低くなっています。

自分に対する意識 (16～30歳)



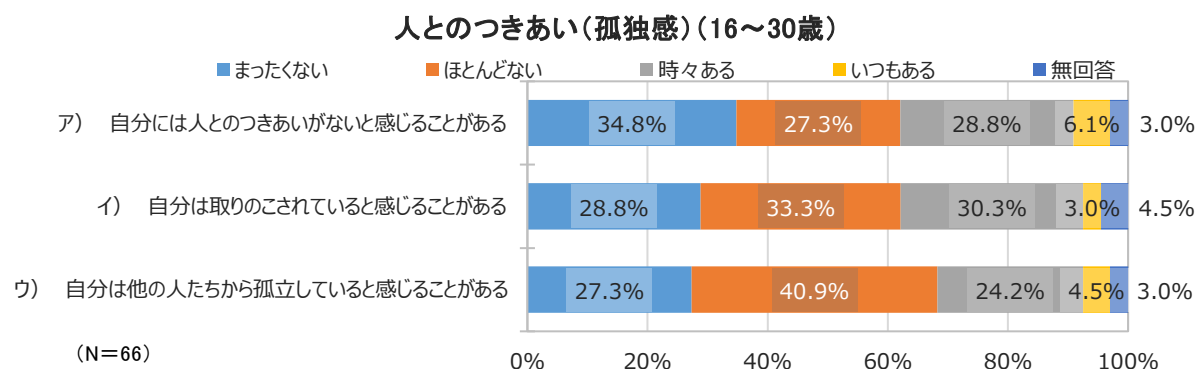
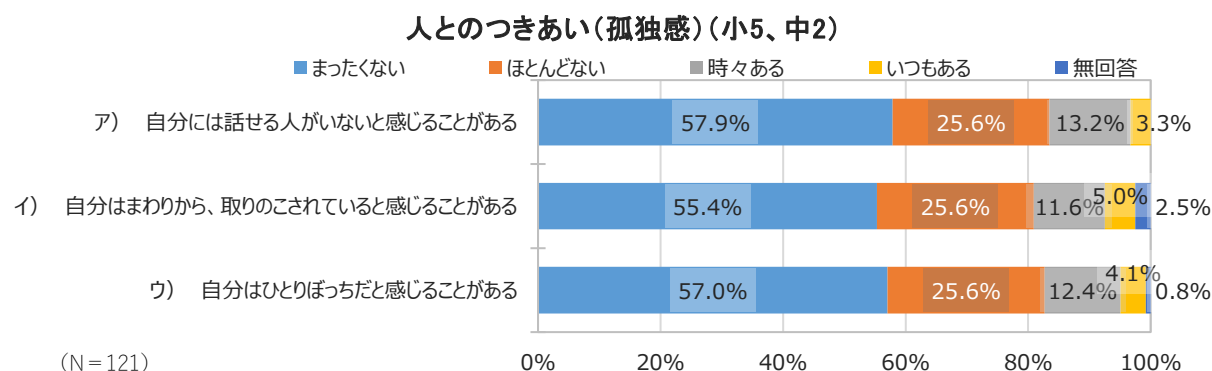
②幸福度

「今、自分が幸せだと思う」と、小学5年生・中学2年生では7割近く、若者では4割近くが回答しています。国の調査と同程度の割合ですが、小学5年生・中学2年生では、「そう思う」より「どちらかといえばそう思う」という回答割合が高くなっています。



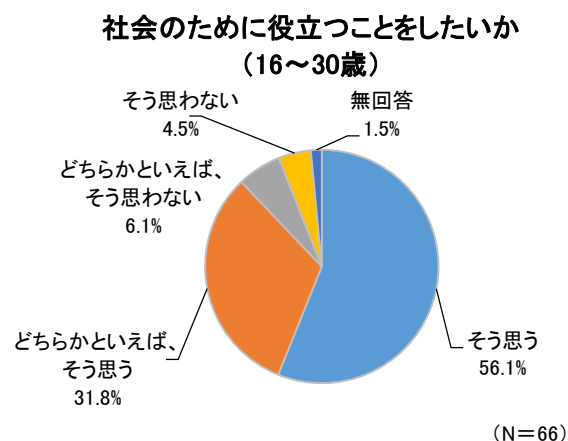
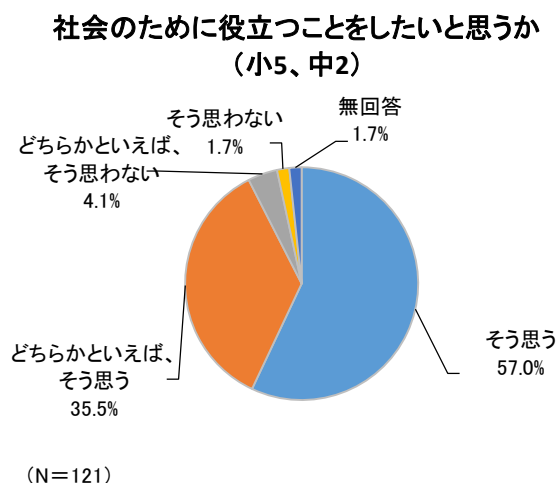
③孤独感（人とのつきあい）

小学5年生・中学2年生では、孤独感について「話せる人がいない・取り残されている・ひとりぼっちだ」と感じるものが「まったくない」「ほとんどない」と約8割が回答しており、国の調査でも同様の傾向です。若者では、その割合がやや下がりますが、国の調査より奥出雲町の若者の方が孤独を感じる割合が低くなっています。



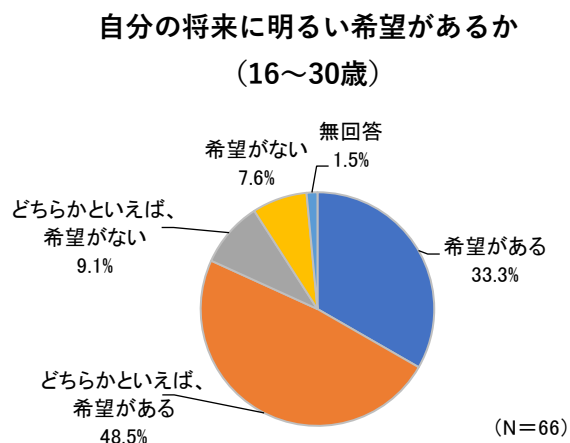
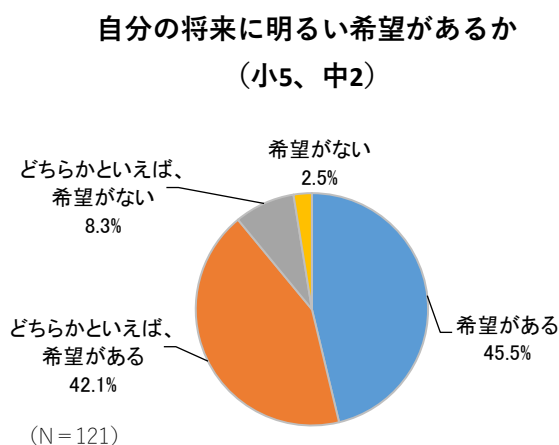
④社会に対する意識

社会のために役立つことをしたいと「思う」「どちらかといえばそう思う」のが、小学5年生・中学2年生では9割以上となっています。同様に若者についても9割近くを占めており、いずれも国の調査と比較して奥出雲町での回答がやや高い割合となっています。



⑤自分の将来への希望

自分の将来への希望について、小学5年生・中学2年生で9割近く、若者で8割以上が「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答しており、国の調査より若干高い割合となっています。一方で、「希望がない」「どちらかといえば希望がない」という回答が1割以上あり、対策が求められます。



(3) 子育て支援施設からみた現状

令和6年7月～8月にかけて、町内の各幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブを対象に、アンケート調査を実施し、一部ヒアリング調査を行い、子育て支援サービス提供者の現状と課題の把握を行いました。

① 子育てを取り巻く環境の現状

身近な家族・地域	・ 父親や祖父母が育児に積極的に参加している。 ・ 時代の流れのなかで、隣近所との付き合いが減ってきている。子育ての相談相手が身近にいない人もあり、子育て支援センターなど気軽に行ける環境があることは良いと思う。
制度や経済面での支援	・ 子育てに関する様々な取り組みや支援が充実している。 ・ 一方で、保護者を中心とする町民にどれほど理解されているだろうかと感じる。
出生数の減少	・ 出産予定の保護者が少なく、若者定住の難しさを感じている。背景に、小学校統合、医師不足、出産病院の遠さ、同世代の若者がいないということが考えられる。 ・ 子育て世代の人口が少なく、親同士の交流機会が限られる。 ・ 幼稚園の園児数が定員に満たない。特に同年齢のこどもたちの育ち合いの機会が減少している。
小学校再編	・ 小学校の統合など環境が大きく変わることに、不安を感じている。小学校統合と同時に児童クラブも同時に集結されるため、現場職員も保護者も不安を感じている。 ・ 奥出雲町立小学校 10 校から 2 校へ再編することを踏まえ、学校・地域・家庭を取り巻く環境が大きく変化する。

② 近年の変化

良くなった点	・ 保護者の経済的負担の軽減。経済的支援の充実。 ・ 病後児保育やファミリーサポートセンターなどの支援の充実。 ・ 産後ケア事業の充実は母親の心身にとって良かった。
課題	・ 親子や家族の関係を深めることの大切さ。 ・ 低年齢からメディアに触れる機会が増加し、こどもの発達に影響している。 ・ 発達の気になるこどもが多くなってきた。 ・ 様々な子育て支援の取り組みへの関心の低さ。 ・ 若者定住。住環境の不便さ。 ・ 保護者の働き方が多様になり、子育てに向き合えるゆとりある働き方を考える必要がある。 ・ 園児数、出生数の減少による今後の幼稚園の運営。

③地域の特性を活かした取り組み

自然環境・地域とのかかわり	・ 裏山遊びなど、自然環境を活かした保育。 ・ 草花や生き物と触れ合える野道や樹木、神社、畑、小学校、河川敷など幼児園の内外を活かした場を活用。 ・ 地域住民と一緒に自然体験、田んぼや畑での活動、登山、ヤマメ放流、川遊び、太鼓演奏などを実施。
小学校との連携	・ 小学校との連携。交流会や行事、職員の研修参加。 ・ 小学校と隣接しており、園児も興味を持ってきている。

④保護者のニーズと対処

こどもの様子・情報提供	・ こどもの様子を知りたいという意見。送迎時など保護者との普段の会話が必要。 ・ 保育士が毎日連絡ノートを個別に記載することが難しい。
親子で関わる機会	・ 親子でかかわる、一緒に遊ぶ機会を重視。育児相談や保護者の対応では、話しやすい環境づくりを心掛けている。
こどもの経験・体験	・ 家では経験できない体験をさせてほしい希望。異年齢との交流など。 ・ 恵まれた環境で手厚い保育を望む反面、(小学校以降の)大人数での生活に不安を持つ保護者もある。
保護者と幼児園	・ 保護者と幼児園と一緒に子育てできることが大事。 ・ 保育に理解はあるが、「預かってもらえれば良い」という印象もある。
保護者同士の交流	・ 保護者同士のつながりも必要。レクリエーションなどにも積極的に参画。保護者懇談会を希望する声もある。

⑤幼児園における課題

保育士の確保	・ 途中入所児のために保育士を確保しているが、人件費負担が運営上の課題。 ・ 保育士の人件費が経験年数による基準算定であり、経営が厳しく制度面でも改善が求められる。 ・ こども一人一人に対応した保育は既定の人員では難しい。
施設・設備	・ 施設の改修費の負担。 ・ ICT化による負担軽減がどのくらいか不明。
保護者の減少	・ 保護者減による保護者会費が少なく活動に影響。 ・ 保護者の人数が少なく、草刈りや環境整備が課題。

⑥障がい児

障がい児への対応	・ 療育保育を実施。専門知識がないため試行錯誤。 ・ 特別支援の専門家から学ぶことが多い。 ・ 障がいのあるこどもたちの放課後や夏休み等長期の休みに利用できる施設が町内にはない。
----------	---

⑦放課後児童クラブ

保護者からの要望	・ 開所時間や土曜・日曜・祝日の開所を求められる。 ・ 宿題を児童クラブでやってほしいという要望がある。 ・ ICT 化の導入など連絡手段のスリム化。
運営上の課題	・ 業務過多で両立が難しいことがある。支援員の負担軽減が課題。 ・ 資格を持つ支援員の配置が必要なため、長期休暇中の対応などに苦慮している。 ・ 安全の確保や名前と顔が確認できる人員配置が求められるが、基準の委託料で賄えるか不安。 ・ 配慮が必要なこどもについては学校との連携も必要。
行政への期待等	・ 急な休校（大雪・台風等）の場合に必要な対応に関してスタッフ派遣のような仕組みがあると良い。 ・ 長期休暇中のスタッフの対応。 ・ 発達が気になるこどもへの支援の充実。（スタッフ体制） ・ 小学校統合当初は 1 か所での利用が増えるため、スペースを安全に確保することが必要。

⑧子育て支援センター

利用者からの希望と対応	・ 開館時間の延長や土曜・日曜の開館希望があったので対応した。 ・ 療育利用と通常利用の時間帯を分ける必要があり、苦慮している。いつでも受け入れられると良い。
-------------	--

3. 奥出雲町における子ども・子育て支援における課題

(1) 少子化にかかる課題

①人口・出生数

- ・ 令和 5 年 3 月 31 日現在の奥出雲町の 18 歳未満の人口割合は、町民全体のわずか 12.2%であり、少子化が進んでいます。平成 26 年から令和 5 年の 10 年間でみると、町全体の人口減少率が 18.3%であるのに対し、18 歳未満の児童の減少率は 22.1%と、より大幅な減少となっています。
- ・ 出生数は平成 28 年までは 70 人台で、平成 30 年には 60 人を下回って以降、増減を繰り返していますが、令和 5 年には 37 人と大きく減少しています。

②若者の転入・転出

- ・ 社会動態としては、転出者が転入者を上回る社会減が続いています。就職による転出が大きくなっています。
- ・ 奥出雲町では 20 歳代・30 歳代の人口は減少傾向にあります。30 歳代人口は年々減少していますが、20 から 40 歳の人口は増加傾向がみられ、各専門学校へ入学や Uターン施策の展開による若者の受け入れが要因として考えられます。
- ・ 若者定住を促進するためには、魅力的な就労や安定した所得、暮らしやすい住環境などの整備も重要です。また、地域社会における同世代との交流、安心して子どもを育てることのできる医療機関へのアクセスなども重要です。

③結婚・出産

- ・ 令和 5 年の奥出雲町の婚姻数は 24 件であり、年々減少しています。結婚の考え方も多様化し、若者の未婚や晩婚が増加しています。
- ・ 出産に関しては、町内に分娩できる産婦人科の医療機関がないため、妊婦や家族の不安も大きく課題となっています。町では出産に関して各種支援を行っていますが、引き続き検討・工夫した対応が求められます。
- ・ 第 2 期計画期間中に産後ケア事業が充実したことにより、母親や関係者の安心感が高まっており、今後も継続した取り組みが重要です。

(2) こどもの育ちに関する課題

①幼児期までのこどもの育ち

- ・ 乳幼児期は、脳発達の「感受性期」と言われ、脳発達において環境の影響を受けやすく生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）向上にとって、特に重要な時期といわれています。「育ち」の側面からも「学び」の側面からも質の高い幼児教育は長期にわたって影響を与えるとされています。誕生前後、就園前後、小学校就

学前後と節目がある中で切れ目なくこどもの育ちを支援することが重要です。特に保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて教育・保育を一体的に行うことや、地域における子育て支援を行う機能をもった認定こども園等の環境整備も必要となってきます。[※]

- ・ 奥出雲町では令和6年4月に「こども家庭センター」を開設し、相談窓口や対応の体制を強化してきました。
- ・ 小中学生アンケートでは、社会に対する意識も高く、将来「親を大切にしている」「幸せになっている」「仲間と仲良く暮らしている」「子どもを育てている」といった展望を多くのこどもが持っており、愛着をもって育っていることがうかがえます。

②一人一人のこどもの育ちの支援

- ・ 発達に関する悩みについては、幼児健診や子育て支援センターでの子育て相談、教育相談、5歳相談会、巡回相談や幼児通級指導教室などの支援を行っています。一人一人に寄り添った支援を推進すると同時に、保護者同士や専門家を交えたコミュニケーションを図り、包摂的（インクルーシブ）な視点をもった取り組みが求められます。
- ・ 障がいのあるこどもとその家庭に対しては、今後も一人一人の状況に応じて寄り添い、適切な対応を行っていくことが重要です。
- ・ 児童虐待は生涯にわたってこどもに大きな傷を残すものであり、許しがたい行為です。一方で、その背景にある保護者の不安や孤立にも目を向けて未然防止に努めることが重要です。
- ・ こどもの貧困やヤングケアラーに関しては、当事者に対して関係機関が連携し適切な支援を行うとともに、置かれている状況や背景、要因なども含めて理解を広め、ともに支え合う地域社会づくりが望まれます。
- ・ 全国的に不登校が増加しており、こどもが安心して学び、体験できる環境づくりが求められます。特に気軽に相談したり安心して過ごすことのできる居場所の提供が求められています。

（3）子育て支援についての課題

①子育ての悩み・相談

- ・ 奥出雲町では、こども家庭センターや各種健診、子育て支援センター、教育相談など、妊娠・出産期から子育てに関する保護者への相談支援を行っています。日常的な相談先としては、パートナー、祖父母、友人・知人、保育士なども多く挙げられており、出産・育児で絶えない悩みや不安に寄り添い、対応していく体制が一層求められます。

[※]こども家庭庁では、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月22日）を策定。幼児期までのこどもの育ちについて、①こどもの権利と尊厳を守る、②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める、③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える、④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする、⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す、という5つのビジョンを掲げている。

②子育て家庭への支援

- ・ 第2期子ども・子育て計画期間には、妊産婦支援、各種保育サービス、経済的支援など、子育て家庭への支援を充実してきました。今後も支援を充実するとともに、そのメリットを周知し、奥出雲町で子育てする魅力として認知を広げていくことが望まれます。

③仕事と子育ての両立支援

- ・ 社会における認識の変化に伴い、父親の育児休業の取得が増加傾向にあり、父親の育児参加が徐々に浸透しつつあります。奥出雲町では、「おくいずも子育て応援事業所認定奨励事業」など、事業所における意識改革や環境づくりに取り組んでいます。子育てと仕事の両立については、より広く理解を広め、子育て世帯が働きやすい環境整備の推進が重要です。

④地域全体での育ち合い

- ・ 小児科をはじめとする医療機関の充実が保護者から求められています。こどもの成長や変化を身近に見守る医師や専門家の存在は、保護者やこどもにとっての大きな安心感となっていることから重要性が指摘されます。
- ・ こどもや若者の減少や小家族化が進む中、成長過程におけるこどもの体験や関わる人が限定される傾向にあります。家庭を中心とする親子、幼稚園や学校における同世代、地域コミュニティにおける多世代における育ち合いにより、こどもたちが豊かな学びや遊びの体験を積み重ねる社会づくりが求められます。

(4) こどもまんなかの地域づくりのために

①小さな拠点づくりにおける取り組み

- ・ 奥出雲町の各地区では、子育てサロンやサークル、こどもの自然体験や農業体験、職業体験、こどもたちのチャレンジ活動など、小さな拠点づくりにおいて展開されています。住民の自主的な活動をより充実したものとしていくための情報提供や連携促進などが望まれます。

②こどもの権利に関する意識の共有

- ・ 令和5年4月に施行された「こども基本法」は、国連総会で採択された「子どもの権利条約」と日本国憲法の精神を基にこどもに関する施策を総合的に推進していくことを目指しています。子どもの権利条約では「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」を4つの原則としています。子どもの権利を大切に「こどもまんなか社会」を実現させていくためにも、奥出雲町の特性を活かしながら、その認知を広げていくことが求められます。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念

ともに育ちあい、安心してしあわせに暮らせるまち 奥出雲

奥出雲町の豊かな自然環境、先人たちが積み重ねてきた歴史や文化、お互いに顔の見える地域社会は貴重な社会資源です。こうしたなか、こどもが個人として尊重され、適切な養育と教育機会を得ることができ、意見を表明し尊重され、心身健やかに成長できる環境のもと、こどもにとって最善の利益が考慮され、子育てに伴う喜びを実感できる「こどもまんなか社会」を目指し、基本理念を「ともに育ちあい、安心してしあわせに暮らせるまち 奥出雲」と定めます。

奥出雲町では、こどもを「地域の宝」として保護者や家庭を中心に、行政や支援機関、地域社会で支えるまちづくりに取り組んできました。

この計画は、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、一人一人の健やかな成長のために、家庭をはじめ保育や福祉機関、教育機関、地域や行政が互いに総力を結集し、こどもの育ちや子育てを支援していきます。そして、成長過程にあるこどもを巡る様々な課題に総合的に取り組み、ともに育ちあう「こどもまんなか社会」を目指していきます。

2. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
ともに育ちあい、安心してしあわせに暮らせるまち 奥出雲	(1) こども一人一人が 健やかに育つまちづくり	①質の高い保育と幼児教育の推進 ②特別に支援を必要とするこどもや 家庭への支援
	(2) 安心して子育てできる まちづくり	①放課後児童クラブの充実
		②子育て支援事業の充実
		③子育て家庭への経済的支援
	(3) 親の育ちを支援し、 生き生きと暮らせる 社会づくり	①子育て相談体制の充実
		②家庭の教育力向上に向けた支援
		③暮らしと仕事の調和と充実
	(4) ふるさとに愛着を持ち 心身ともにたくましい 次代を担うひとの育成	①こどもの生きる力の育成に向けた 学校教育の充実
		②ふるさと教育の充実
		③こどもたちの多様な学びの機会の 提供
		④出会いから縁結びの推進
	(5) みんなで支え合う こどもまんなかの 地域づくり	①安心・安全なまちづくりの推進
		②地域でこどもを育てるまちづくり の推進
		③こどもの権利を守り、ともに育ち 合うまちづくり

基本理念	基本目標	施策の方向	主な施策
ともに育ちあい、安心してしあわせに暮らせるまち 奥出雲	(1) ひとりひとりが 健やかに育ちまわります	① 質の高い保育と幼児教育の推進 ② 特別に支援を必要とする子どもや 家庭への支援	● 就学前教育の充実／● 各幼児園の支援体制の充実／● 生涯の基盤となる幼児教育の充実 ● こども家庭センターの充実／● 妊産婦及び乳幼児への支援／● 特別支援連携協議会の推進と活用／ ● 子育てサポート会議の推進と充実／● 発達相談・発達支援の充実／● 要保護児童対策地域協議会の推進と活用
	(2) 安心して子育てできる まちづくり	① 放課後児童クラブの充実 ② 子育て支援事業の充実 ③ 子育て家庭への経済的支援	● 放課後児童クラブの充実整備 ● ファミリーサポートセンター事業の推進／● 利用者支援に向けた保育事業の充実／ ● 地域子育て支援センター事業の推進／● 新生児家庭への支援／● 子育て家庭への連携強化 ● 経済的負担軽減のための支援事業の充実／● 各種支援事業の周知の工夫
	(3) 親の育ちを支援し、 生き生きと暮らせる 社会づくり	① 子育て相談体制の充実 ② 家庭の教育力向上に向けた支援 ③ 暮らしと仕事の調和と充実	● 相談窓口機能の充実／● 住民への相談体制の周知・広報の推進／● 相談へつなぐ支援 ● こどもと触れ合う機会づくり／● 祖父母やきょうだいを含め家族で学ぶ場や交流する機会づくり ● 子育てと仕事の両立支援に関する広報・周知／● 父親の育児参加促進／● 子育て支援の充実した職場の支援
	(4) ふるさとに愛着を持ち 心身ともにたくましい 次代を担うひとの育成	① こどもの生きる力の育成に向けた 学校教育の充実 ② ふるさと教育の充実 ③ こどもたちの多様な学びの機会の 提供 ④ 出会いから縁結びの推進	● 学校・家庭・地域・行政の連携・協働による学習機会の充実 ● ふるさと教育の充実 ● 不登校児童・生徒への支援／● 生活困難世帯のこどもへの支援／● いじめ防止と早期解決への支援／ ● ヤングケアラー対策の検討 ● 若者の結婚・子育て支援
	(5) みんなで支え合う こどもみんなの 地域づくり	① 安心・安全なまちづくりの推進 ② 地域で子どもを育てるまちづくり の推進 ③ こどもの権利を守り、ともに育ち 合うまちづくり	● 地域医療の確保／● 町立病院の体制の充実／● 地域のこども見守り活動の推進／ ● 安心して住むことのできる子育て世代向けの住宅整備／● 安心して親子で外出できる施設の整備／ ● 各学校区の通学路における安全確保 ● 地域の特色を生かした世代間交流の推進／● 子ども活動や子育てグループへの支援／ ● 誰も取り残さないまちづくり ● こどもの権利に関する広報・普及／● こどもの意見を取り入れたまちづくり

第4章 施策の展開

1. こども一人一人が健やかに育つまちづくり

①質の高い保育と幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最も重要な時期です。母親の妊娠期から幼稚園・小学校接続の重要な時期までの「はじめの100か月」において、アタッチメント（愛着）の形成と豊かな遊びと体験（挑戦）を提供する保育環境の充実に努めます。

また、こどもが自ら学ぶ意欲を高め、基礎的な学力の向上において、生涯にわたって基盤となる幼児教育を提供するための研究を行い、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する認定こども園設置等を通じた環境整備を推進します。

主な施策	主な取り組み
○ 就学前教育の充実	・ 研修会の情報提供と共有 ・ 幼稚園、小学校、中学校への接続を考えた研修の実施
○ 各幼稚園の支援体制の充実	・ 教育委員会の指導主事等と連携した各園への支援
○ 生涯の基礎となる幼児教育の充実	・ 生涯の基礎となる奥出雲町らしい教育力向上に向けた研究・検討 ・ 認定こども園の設置に向けた準備及び実施

②特別に支援を必要とするこどもや家庭への支援

特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、どのような環境、どのような心身・社会的状況にあっても、一人一人多様な育ちにおいて個々のニーズに応じた支援が求められます。身体的・精神的・社会的な要因によって困難を抱えるこどもや家庭を包括的に支援することが必要です。

障がい児、医療的ケア児などのこどもと家庭への支援、発達の気になるこどもへの包括的な支援を推進します。また、児童虐待、貧困やひとり親家庭に関する相談、支援を充実するとともに、妊産婦の時期から切れ目のない相談、支援を充実します。

主な施策	主な取り組み
○ こども家庭センターの充実	・ 妊産婦・乳幼児への継続的・包括的な切れ目のない支援 ・ こどもの発達に関する相談、支援 ・ 児童虐待、貧困やひとり親家庭に関する相談、支援
○ 妊産婦及び乳幼児への支援	・ 妊婦訪問、産後ケア、産前産後サポート事業の実施 ・ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の実施

	・ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の継続実施 ・ 各種健診時における相談、支援
○ 特別支援連携協議会の推進と活用	・ 特別支援連携協議会と連携した障がい児への支援充実
○ 子育てサポート会議の推進と充実	・ 子育て当事者や知見を有する専門家による会議の充実、効果的な子育て環境整備の推進
○ 発達相談・発達支援の充実	・ 年齢に応じた養育支援や通級指導教室 ・ 5歳アンケート、5歳児健診、5歳相談会を通した早期発見と相談、支援の充実
○ 要保護児童対策地域協議会の推進と活用	・ 関係機関のきめ細かな連携と迅速な対応の強化 ・ 相談体制の整備と利用促進

2. 安心して子育てできるまちづくり

①放課後児童クラブの充実

小学校再編に伴う放課後児童クラブ再編の必然性から、人数や場所、スタッフの確保など、こどもが安心して放課後に過ごすことのできる運営体制の見直し・改善を図ります。

また、障がい児や発達の気になるこどもについては、放課後児童クラブにおけるスタッフの加配等、学校等関係機関との連携や情報共有を図り、一人一人に適した対応を促進します。

主な施策	主な取り組み
○ 放課後児童クラブの充実整備	・ 小学校再編に伴う放課後児童クラブの再編 ・ 支援員の資質向上及び ICT 導入による業務の負担軽減等の環境整備 ・ 要支援児童等への対応

②子育て支援事業の充実

こどもに最も近い保護者や養育者は、特に誕生前から幼児期においてアタッチメント（愛着）の対象となる存在であり、こどもの健やかな成長と同時に、保護者・養育者のウェルビーイングも高めることが重要です。

乳幼児訪問や相談、交流機会や学びの機会を提供し、保護者・養育者の不安を解消し、安心して子育てできる環境づくり、サポート活動を推進します。

主な施策	主な取り組み
○ ファミリーサポートセンター事業の推進	・ ファミリーサポートセンター事業の広報、周知 ・ 「おねがい会員」「まかせて会員」の登録促進
○ 利用者支援に向けた保育事業の充実	・ 延長保育、一時預かり保育の継続実施 ・ 病児保育・病後児保育「ほっとすてい」の継続実施 ・ 休日保育、祝日保育の検討
○ 地域子育て支援センター事業の推進	・ 地域子育て支援センターの利用促進 ・ 保護者の交流機会の充実と子育てに関する情報提供、相談支援の充実
○ 新生児家庭への支援	・ こんにちは赤ちゃん事業などを通した新生児・乳幼児訪問による相談、情報提供や状況把握の継続実施
○ 子育て家庭への支援	・ ヤングケアラー、レスパイト等対策
○ 担当課同士の連携強化	・ 庁内における各担当課との連携促進によるこどもや子育て家庭への支援充実

③子育て家庭への経済的支援

奥出雲町では、地域ぐるみで子育てを支援し、安心して子育てできる制度として経済的支援に重点的に取り組み、子育て当事者にもそのメリットが実感されています。こうした取り組みを継続するとともに、奥出雲町での暮らしや子育ての豊かさの実感へとつながる情報提供にも取り組んでいきます。

主な施策	主な取り組み
○ 経済的負担軽減のための支援事業の充実	・ まちごと子育て応援金、保育料無償化、主食副食費助成、医療費助成、予防接種無料等の経済的支援の継続実施
○ 各種支援事業の周知の工夫	・ 妊産婦や子育て家庭への経済的支援についての理解促進

3. 親の育ちを支援し、生き生きと暮らせる社会づくり

①子育て相談体制の充実

保護者・養育者にとって、出産・子育てにおいては各時期で多くの不安や悩みに遭遇し、こどもの健やかな成長のためにも、不安や悩みに寄り添い、丁寧な支援が重要です。こども家庭センターをはじめ、相談窓口を充実するとともに、健診などの機会や日常のコミュニケーションを通して相談につなぐ支援にも取り組んでいきます。

主な施策	主な取り組み
○ 相談窓口機能の充実	・ こども家庭センターにおける相談機能の充実（再掲）
○ 住民への相談体制の周知・広報の推進	・ 住民への相談窓口の周知 ・ こどもや若者が相談できる支援窓口の周知
○ 相談へつなぐ支援	・ 保育士や教員、支援員、保健師や子育て支援提供サービスの従事者等で気づきや情報共有等から、必要な支援を早期に行う連携促進

②家庭の教育力^{*}向上に向けた支援

近年では、小家族化が進み、祖父母との同居が減少する一方で、父親の育児休暇取得の増加や育児参加が広がっています。こどもを養育し、身近に接する家庭は、こどもの基本的な生活能力や信頼感、自立心を育む上で重要であり、保護者・養育者を中心に、こどもが安心して成長する基盤である家庭の教育力向上に努めます。

主な施策	主な取り組み
○ こどもと触れ合う機会づくり	・ 幼稚園や小学校、子育て支援センター、地域コミュニティにおいてこどもと触れ合うイベントや研修などの交流活動、同年代・同世代が交流する機会の提供促進
○ 祖父母やきょうだいを含め家族で学ぶ場や交流する機会づくり	・ 家庭の教育力を高めるため、こどもや子育てに関する学習機会や交流の場づくりの促進 ・ すてっぷあっぷ教室、親学等継続実施

^{*}家庭の教育力：家庭教育は、親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心の拠り所となるものです。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。（文部科学省『『社会の宝』として子どもを育てよう！（報告）』今後の家庭教育支援の充実についての懇談会）

③暮らしと仕事の調和と充実

共働き世帯が多くを占める現状、父親の育児参加も徐々に広がっています。また、職場や地域においても、子育てへの理解が以前より進む傾向が見られますが、こどもが病気やけがの際の看病等、課題も多く残されています。子育てと仕事の両立についての当事者や職場、地域における理解促進を図り、おおいずも子育て応援事業所等の取り組みを推進します。

主な施策	主な取り組み
○ 子育てと仕事の両立支援に関する広報・周知	・ 子育て当事者、各事業所、地域において、子育てと仕事の両立支援についての広報・周知
○ 父親の育児参加促進	・ 育児休暇の取得促進や、子育てに関する学習機会の提供
○ 子育て支援の充実した職場の支援	・ おおいずも子育て応援事業所サポート事業の推進

4. ふるさとに愛着を持ち、心身ともにたくましい次代を担うひとの育成

①こどもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

幼小中高の継続した教育や体験活動を通して、発達段階や一人一人の実態に応じた指導を行い、基礎的な学力、学ぶ意欲や自ら「学ぶ力」を高めていきます。

また、学校・家庭・地域・行政の連携・協働により、こどもたちが多様な人と関わる学習機会を提供し、自ら社会の未来に向かって主体的に生きる資質・能力を育てます。

主な施策	主な取り組み
○ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働による学習機会の充実	・ 基礎学力の定着、課題発見・解決力の育成となる取り組みの推進 ・ 幼小中高の連続性をもち、個性に応じた学習の促進 ・ 小中高の系統性をもち、地域特性を取り入れたキャリア教育の推進

②ふるさと教育の充実

自然や歴史など地域資源を活かして取り組んできたたたら製鉄などの奥出雲町のふるさと教育をさらに充実します。公民館や地域組織と連携し、伝統行事や伝統的な産業技術の継承、生活文化や景観の保全等の価値を伝え、地域への愛着を育む体制づくりを推進します。

主な施策	主な取り組み
○ ふるさと教育の充実	・ 奥出雲の伝統・文化を活かした特色あるふるさと教育の内容の充実及び学びの体制づくり

③こどもたちの多様な学びの機会の提供

学童期・思春期のこどもが、個々の成育環境に関わらず、自己肯定感や社会性を育むことができ、誰もが学ぶことができる教育環境を提供することが重要です。不登校の児童・生徒、ひとり親世帯や困難を抱える家庭環境にあっても、安心して学ぶことのできる環境づくりや相談できる居場所づくりに努めます。

主な施策	主な取り組み
○ 不登校児童・生徒への支援	・ 支援団体等と連携した一人一人の児童・生徒に応じた対応 ・ 児童・生徒の居場所づくりの検討
○ 生活困窮世帯のこどもへの支援	・ 生活困窮者学習支援事業の実施 ・ 地域の住民や支援団体等による配食支援の促進
○ いじめ防止と早期解決への支援	・ 島根県教育委員会（いじめ相談テレフォン）等の相談窓口の周知 ・ 関係機関と連携した早期解決への支援
○ ヤングケアラー対策の検討	・ ヤングケアラーに関する周知、こどもと家庭電話相談室、こどもの人権 110 番等、相談窓口の周知 ・ 地域でこどもや家庭を支える体制づくり

④出会いから縁結びの推進

若者が出会いから結婚へつながる機会を支援し、誰もが結婚の希望を叶える取り組みを関係機関と連携して推進します。

主な施策	主な取り組み
○ 若者の結婚・子育て支援	・ 出会いへの意識高揚を目的としたイベントの事前セミナーや個別相談会の実施 ・ 縁結び支援員、結婚・子育てコンシェルジュ、地域サポーターが連携した取り組み推進 ・ しまねコンピューターマッチング「しまコ」の運用支援 ・ 中学・高校生を対象としたライフプランニングセミナー実施

5. みんなで支え合うこどもまんなかの地域づくり

①安心・安全なまちづくりの推進

中山間地域である奥出雲町では、持続可能な医療の確保が課題ですが、雲南圏域における医療機関との連携を図り、出産・育児において安心できる医療体制の構築に努めます。

また、通学路の安全確保や地域の見守りによる防犯・防災、交通安全の確保に、地域住民や関係機関と連携して取り組みます。住環境については、住宅確保の支援やUIターン者の受け入れなど、若い世代が安心して暮らせる環境整備を推進します。

主な施策	主な取り組み
○ 地域医療の確保	・ 町内の各診療所と町立奥出雲病院との連携による医療体制の充実
○ 町立病院の体制の充実	・ 町立奥出雲病院と雲南圏域の医療機関との相互連携による医療提供体制の構築
○ 地域のこども見守り活動の推進	・ 登下校時における地域の見守り活動による安全確保 ・ 声掛けによる地域と児童・生徒とのつながりづくり
○ 安心して住むことのできる子育て世代向けの住宅整備	・ 若者世帯を対象とした新築・増改築の経費補助等による住環境整備 ・ 結婚新生活支援等による婚姻世帯の定住促進
○ 安心して親子で外出できる施設の整備	・ 安心して親子で遊べる公園の維持・保全 ・ 親子で楽しめるレジャー施設、博物館施設や飲食店の整備促進や広報・周知
○ 各学校区の通学路における安全確保	・ 通学路における歩道の整備 ・ 防犯灯設置や道路の点検等による安全確保

②地域でこどもを育てるまちづくりの推進

奥出雲町では、各地区の住民主体で運営される「小さな拠点づくり」において、子育てサロンや子育て世代の交流活動が自主的に行われています。また、各種行事やイベント、体験活動、世代間交流など、地域社会でこどもを見守り、こどもを育てる取り組みが積極的に行われています。このような住民主体の活動を支援し、地域全体でこどもを育てるまちづくりを推進します。さらに、身体的・精神的・社会的に困難のあるこども・若者も共に支え合い育ち合う地域社会づくりに取り組みます。

主な施策	主な取り組み
○ 地域の特色を生かした世代間交流の推進	・ 各地区の公民館や地域運営自主組織「小さな拠点づくり」におけるイベントや行事を通じた世代間交流の推進

○ こども活動や子育てグループへの支援	・ 各地区における子育てサロンや住民主体の子育てグループの活動を支援し、相互交流や情報発信を行い、地域でこどもと子育てを応援する取り組みを促進
○ 誰も取り残さないまちづくり	・ 経済的困窮を抱える家庭のこどもへの食事支援や見守りなど住民主体の活動を支援 ・ こどもや若者が気軽に立ち寄り、相談できる居場所づくりへの取り組み支援

③こどもの権利を守り、ともに育ちあうまちづくり

こどもの育ちや子育てを取り巻く様々な課題に取り組むにあたって、こどもにとっての最善の利益を第一に考える、社会全体での意識改革が重要です。こどもの権利に関して広報・普及を行い、地域全体でこどもを育てる意識を共有し、こどもが意見を表明し、社会に参画し、ともに育ちあうまちづくりを目指します。

また、施策の展開にあたっては、奥出雲町教育大綱に掲げている「多様な学びを支える教育基盤の充実」「ふるさと奥出雲の未来を担う子どもたちの学力向上」「地域や家庭で共に学び合う教育の推進」「人々の多様性を尊重した持続可能な社会の形成」との整合性を図りながら、奥出雲町へ愛着と誇りをもち、自らふるさとの未来を切り拓こうとするこどもの育成を支援します。

主な施策	主な取り組み
○ こどもの権利に関する広報・普及	・ こどもの権利を尊重し、こどもや子育て中の人々が気兼ねなくサービスを受けることができる「こどもまんなか社会」を目指して、社会全体の意識改革を進めるための普及・広報を推進
○ こどもの意見を取り入れたまちづくり	・ こどもは意見を表明し参加する権利を有しており、特にこども・若者が直接影響を受ける施策において、こども・若者の意見反映を推進

第5章 量の見込みと提供体制

1. 子育て支援施設・事業の整備方針

本章では、子ども・子育て支援法の規定に基づき、奥出雲町における教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定した上で、令和7年度から令和11年度までの5年間にわたる見込量と提供体制を記載します。

2. 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設の提供や子ども・子育て支援事業を実施する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況等を総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

奥出雲町においては、効率的な資源の活用を可能にし、保護者や子どものニーズに対応できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全町）とします。

3. 量の見込みと確保の内容

（1）計画期間中の児童数の推計

計画期間中の児童数について、令和7年から令和11年の1歳年齢ごとにコーホート変化率法を基本として推計しました。

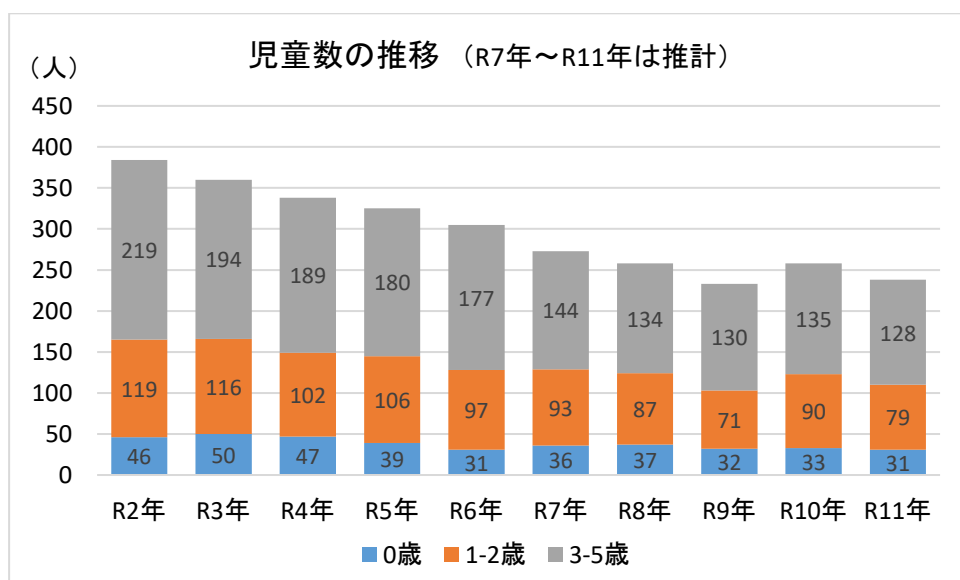
	実績					推計					増減率
年齢	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	(R6→R11)
0歳	46	50	47	39	31	36	37	32	33	31	0.0%
1歳	60	51	51	52	42	47	38	35	44	38	-9.5%
2歳	59	65	51	54	55	46	49	36	46	41	-25.5%
3歳	58	59	67	51	57	45	43	47	44	45	-21.1%
4歳	74	63	60	67	50	58	47	42	57	49	-2.0%
5歳	87	72	62	62	70	41	44	41	34	34	-51.4%
6歳	73	90	75	61	61	53	45	45	46	42	-31.1%
7歳	77	72	91	74	62	52	58	45	48	45	-27.4%
8歳	87	81	71	90	75	51	53	60	45	50	-33.3%
9歳	108	86	81	72	90	66	56	54	59	53	-41.1%
10歳	69	105	86	80	72	77	63	55	54	43	-40.3%
11歳	93	69	103	87	79	64	79	66	54	55	-30.4%

※出典「島根の人口移動と推計人口」

※令和6年人口は速報値

※令和7年～令和10年推計はコーホート変化率法による。令和11年推計は近似直線による。

	実績					推計					増減率
年齢	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	(R6→R11)
0歳	46	50	47	39	31	36	37	32	33	31	0.0%
1-2歳	119	116	102	106	97	93	87	71	90	79	-18.6%
3-5歳	219	194	189	180	177	144	134	130	135	128	-27.7%
小計	384	360	338	325	305	273	258	233	258	238	-22.0%
6-8歳	237	243	237	225	198	156	156	150	139	137	-30.8%
9-11歳	270	260	270	239	241	207	198	175	167	151	-37.3%
合計	891	863	845	789	744	636	612	558	564	526	-29.3%



(2) 量の見込みと確保の内容

奥出雲町でこどもたちを育てるための教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業において、質・量ともに必要とする全ての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていくための事業を提供することが重要です。

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、求められる「見込み量」と提供する「確保の内容」を明らかにして子ども・子育て支援事業を推進します。

①教育・保育施設の充実

奥出雲町では、現在、保育機能の施設（幼稚園）しかありませんが、今後、教育・保育を一体的に行う認定こども園を整備し、保護者の就労状況に関わらず柔軟な受け入れのできる施設としていきます。

区分	令和7年			令和8年			令和9年			令和10年			令和11年		
	3～5歳 学校教育 (1号)	3～5歳 保育の 必要性 あり (2号)	0～2歳 保育の 必要性 あり (3号)	3～5歳 学校教育 (1号)	3～5歳 保育の 必要性 あり (2号)	0～2歳 保育の 必要性 あり (3号)	3～5歳 学校教育 (1号)	3～5歳 保育の 必要性 あり (2号)	0～2歳 保育の 必要性 あり (3号)	3～5歳 学校教育 (1号)	3～5歳 保育の 必要性 あり (2号)	0～2歳 保育の 必要性 あり (3号)	3～5歳 学校教育 (1号)	3～5歳 保育の 必要性 あり (2号)	0～2歳 保育の 必要性 あり (3号)
量の見込み	10	160	140	10	148	135	10	136	130	10	124	126	10	112	122
確保の内容 認定こども 園・認可保育 所	10	170	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140
確保内容-量の 見込み	0	10	0	0	12	5	0	24	10	0	36	14	0	48	18

(単位:人)

●教育・保育施設

名称	内容
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。
幼稚園	保護者の就労に関わらず、3歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適当な環境を与えて心身の発達を助長することを目的とする施設です。
保育所	保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とするこどものための施設です。0歳から小学校に入学する前までのこどもが、日々、保護者のもとから通って一緒に過ごします。

●対象年齢と教育・保育

区分	対象年齢	教育・保育の形態	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園、認定こども園
2号認定 (教育希望)	3～5歳	「保育の必要な事由」があるが、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園

②利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型）

令和2年、奥出雲町健康福祉課内に「奥出雲町子育て世代包括支援センターはぐみい」を開設し、妊娠期から子育て期までの母子保健に関する支援を行ってきました。

令和6年4月より、児童虐待やヤングケアラーなど困難を抱えるこどもや家庭の相談・支援を受ける「こども家庭総合支援拠点」と一本化し「こども家庭センター」をこども家庭支援課内に設置しました。今後とも母子やこどもとその家庭の支援に取り組んでいきます。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1 (こども家庭センター型)	1 (こども家庭センター型)	1 (こども家庭センター型)	1 (こども家庭センター型)	1 (こども家庭センター型)
確保の内容－量の見込み	0	0	0	0	0

(単位:箇所)

●利用者支援事業(基本型、特定型、こども家庭センター型)

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

③利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

令和6年子ども・子育て支援法改正により、新設された事業です。

妊娠届出数の将来推計から、妊婦1人あたり3回の面接を想定し、量の見込み及び確保の内容を設定しています。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	106	109	94	97	91
確保の内容	106	109	94	97	91
確保の内容－量の見込み	0	0	0	0	0

(単位:回数)

●利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)

妊娠・子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援事業です。

④延長保育事業

延長保育事業の近年の利用実績と将来人口推計から量の見込みを設定しました。

奥出雲町では、阿井幼稚園、三成幼稚園、横田幼稚園で延長保育事業を行っています。これらの幼稚園で受け入れ可能な人数である 200 人を確保し、保護者が安心してこどもを預けることのできる体制で支援します。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)		70	66	59	66	61
確保 方 策	確保の内容 (実人数(人))	200	200	200	200	200
	施設数(箇所)	3	3	3	3	3
確保の内容ー量の見込み		130	134	141	134	139

(単位:人、箇所)

●延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

⑤放課後児童クラブ

放課後児童クラブの平均の利用者数と将来人口推計から量の見込みを設定しました。

今後、令和8年度から仁多地域の小学校が再編されることから、実施施設が現在の6箇所から2箇所になります。施設での受入れ可能人数を確保し、こどもたちの健全な育成を図ります。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)		219	223	213	208	203
	小学校1年生	68	60	62	64	61
	小学校2年生	59	69	54	59	56
	小学校3年生	44	48	55	42	48
	小学校4年生	16	15	14	16	15
	小学校5年生	23	20	19	19	15
	小学校6年生	9	11	9	8	8
確保の内容		280	280	280	280	280
施設数(箇所)		6	2	2	2	2
確保の内容ー量の見込み		61	57	67	72	77

(単位:人、箇所)

●放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

労働等により昼間家庭にいない保護者をもつ小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校や幼稚園の余裕施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

奥出雲町では、ショートステイ事業を令和 5 年度より開始しました。これまでの利用実績はありませんが、問い合わせの状況等から利用の見込み量を設定しています。

今後も里親等を確保し、保護者の養育が困難な時でもこどもの養育を支援します。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)	10	10	10	10	10
確保の内容(人日)	10	10	10	10	10
里親数(人数)	3	4	5	5	5
確保の内容ー量の見込み(人日)	0	0	0	0	0

(単位:人日、箇所、人数)

●子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、その児童を里親等において一定期間、養育及び保護する事業です。

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの全ての乳児を対象としており、出生数の推計より量の見込みを設定しています。

保健師 9 名により新生児家庭の全戸訪問を実施し、子育てに関する情報提供や家庭環境を把握し、適切なサービスや子育て支援につなげていきます。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	36	37	32	33	31
確保 方策	確保の内容(人)	36	37	32	33
	実施体制(人)	9	9	9	9
	実施機関	奥出雲町	奥出雲町	奥出雲町	奥出雲町
	確保の内容ー量の見込み	0	0	0	0

(単位:人)

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後 4 か月までの乳児がいる赤ちゃんの家庭を保健師が訪問して育児相談や育児指導をします。様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援の必要な家庭に対して適切なサービスや子育て支援に関する情報の提供ができるように取り組む事業です。

⑧養育支援訪問事業

第2期計画期間中の実績を鑑みて、量の見込みを設定しました。

こども家庭センターにて対応し、虐待の未然防止等、こどもが健やかに育つことのできる安定的な環境確保に努めます。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)		10	10	10	10	10
確保 方 策	確保の内容(人)	10	10	10	10	10
	実施体制(人)	2	2	2	2	2
	実施機関	奥出雲町	奥出雲町	奥出雲町	奥出雲町	奥出雲町
確保の内容－量の見込み		0	0	0	0	0

(単位:人)

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。虐待の未然防止や適切な養育確保を目的としています。

⑨子育て世帯訪問支援事業

奥出雲町では令和6年度より事業を開始しました。これまでの状況を鑑みて、必要とする世帯が平均5回の利用を想定して量の見込みを設定しました。

子育て世帯の出産・子育てをめぐる不安、育児疲れやヤングケアラー等の課題を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、適切なサポートを行います。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)		50	50	50	50	50
確保の内容(人日)		50	50	50	50	50
確保の内容－量の見込み(人日)		0	0	0	0	0

(単位:人日)

●子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭に訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

⑩地域子育て支援拠点事業

現在、奥出雲町では、仁多子育て支援センター、よこた子育て支援センターの2か所で実施しています。

0歳～5歳児の親子について、これまでの利用実績から量の見込みを設定しました。

今後も、子育て支援センターにおいて、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談の充実を図ります。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)	1,845	1,744	1,575	1,744	1,609
確保の内容 (実施箇所数)	2	1	1	1	1

(単位:人日、箇所)

●地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

⑪一時預かり

過去の利用実績をもとに、量の見込みを設定しました。町内の幼稚園において、保護者の冠婚葬祭や家族の急な病気などの緊急時、また育児負担の解消、里帰り出産時などに町内の保育施設にて対応し、こどもの養育環境を確保します。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
見 込 み	延べ人数(人日)	220	208	187	208	191
	施設数 (箇所)	2	2	2	2	2
確 保 方 策	確保の内容 (延べ人数(人日))	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	施設数 (箇所)	2	2	2	2	2
確保の内容—量の見込み		780	792	813	792	809

(単位:人日、箇所)

●一時預かり事業

保護者の疾病や家庭の状況により、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園等の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

⑫病児・病後児保育事業

奥出雲町では病児保育施設「ほっとすてい」で病児・病後児保育事業を行っています。これまでの利用実績と将来推計人口から量の見込みを設定しました。

「ほっとすてい」において受入れ可能な人数を確保し、病児・病後児保育の預かり事業を行っています。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)		33	31	28	31	28
確保 方 策	確保の内容 (延べ人数(人日))	480	480	480	480	480
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1
確保の内容－量の見込み (人日)		447	449	452	449	452

(単位:人日、箇所)

●病児・病後児保育事業

こどもが病気や病気後の時、保護者が仕事等の都合により家庭で保育することができない場合の保育を行うもので、保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業です。

⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

これまでの利用実績から、量の見込みを設定しています。

依頼員（おねがい会員）と援助会員（まかせて会員）の登録状況から、利用可能な延べ日数を確保し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)	9	10	11	12	13
確保の内容(人日)	500	500	500	500	500
確保の内容－量の見込み (人日)	491	490	489	488	487

(単位:人日)

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、依頼会員の残業や冠婚葬祭、急用等の際に幼稚園までの送迎や幼稚園や放課後児童クラブ開始前や終了後に預かる等、保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業です。

⑭妊婦に対する健康診査

将来人口推計の出生数を対象人数とし、一人当たり 14 回を上限として助成する健診回数を量の見込みとして設定しました。

各医療機関において、妊婦に適切な健診機会を提供し、妊娠から出産、育児へと一貫した健康管理を支援します。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
見込みの量	対象者(人)	36	37	32	33	31
	健診回数(回)	504	518	448	462	434
確保の方策	実施場所	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関
	実施体制	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による
	検査項目	血液検査等	血液検査等	血液検査等	血液検査等	血液検査等
	実施時期	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで

(単位:人、回)

●妊婦に対する健康診査

妊娠中の健康管理や胎児の健康維持のため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0～2 歳児の将来推計人口と通常保育（幼稚園）利用の実績から量の見込みを設定しました。

奥出雲町では、育児休業期間中とみられる0歳児を除くと、町内の乳児等は高い割合で幼稚園へ入所しているため、今後「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の利用希望が生じた場合に、集団生活の経験等を通したこどもの成長を支援します。国における令和8年度からの本格実施を受けて、奥出雲町でも令和8年度からの実施に向けて検討を進めていきます。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人/年)	-	1	1	1	1
確保の内容(人/年)	-	1	1	1	1
確保の内容－量の見込み(人/年)	-	0	0	0	0

(単位:人/年)

●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

⑯産後ケア事業

これまでの利用実績と将来推計人口の出生数から量の見込みを設定しました。令和5年度より利用時間の延長や料金改定を行ったことにより利用数が増加しており、今後も同程度の利用に迎え、出産後も安心して子育てできるよう支援を充実します。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)	34	36	32	32	30
確保の内容(人日)	34	36	32	32	30
確保の内容ー量の見込み(人日)	0	0	0	0	0

(単位:人日)

●産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

⑰子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待が疑われるケースについて、関係者が実態を把握し、再発防止などを図ることを目的に支援します。支援にあたっては、要保護児童対策協議会を中心に地域の支援ネットワークの充実を図ります。

また、個別のケース検討会議を行い、こどもや養育者に直接かかわる関係者が支援策を検討し、適切な保護や支援を行います。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

●子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

⑱実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得に関わらず、全てのこどもが十分に学ぶことのできる環境を支援していきます。

●実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業（通級指導教室）

特別な支援が必要な園児に対し職員の加配に必要な費用の一部を助成します。これまでの実績をもとに、今後も支援が必要な園児の育ちの充実をはかっていきます。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施
対象人数(人)	15	15	15	15	15

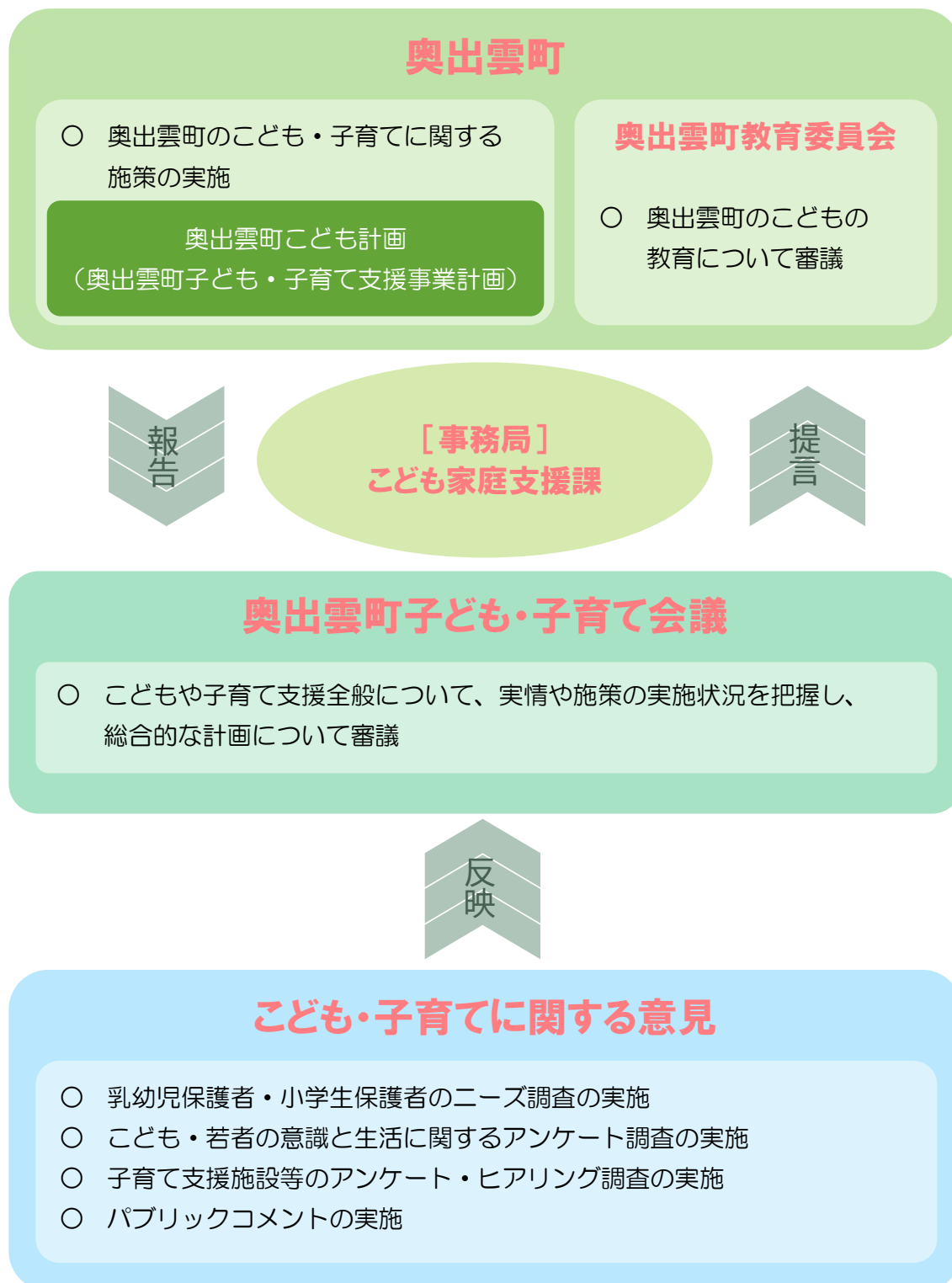
(単位:人)

資料編

- 《資料1》 奥出雲町の子ども・子育てに関する組織体制
- 《資料2》 奥出雲町子ども・子育て会議条例
- 《資料3》 奥出雲町子ども・子育て会議委員
- 《資料4》 奥出雲町子ども・子育て会議開催等の経緯

《資料 1》

奥出雲町のこども・子育てに関する組織体制



《資料 2》

○奥出雲町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、奥出雲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、任命を受けた日から 2 年となる日の属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 町長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、町長が指定する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に任命を受けている委員の任期については、施行の日の属する年度の末日までとする。

附 則（平成 30 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 9 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

《資料3》

奥出雲町子ども・子育て会議委員

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	所属・役職 等	備 考
藤 翔 平	島根県立大学 短期大学部保育学科助教	委員長
内 田 博 隆	株式会社ニッポー島根工場長	副委員長
安 部 春 香	町民委員 幼稚園保護者	
糸 賀 建 二	町民委員 中学校保護者	
内 田 圭 子	町民委員 小学校、中学校保護者	
落 合 孝 行	町民委員 幼稚園保護者	
吉 川 ともみ	保育士	
古 藤 康 則	奥出雲町立高尾小学校 校長	
長谷川 公 子	元奥出雲町主任民生児童委員 元保育所長	
藤 原 紘 子	町民委員 小学校保護者	

敬称略 50音順

(事務局)

川 本 健 二	奥出雲町教育委員会 教育長
高 尾 昭 浩	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 課長
渡 部 久 子	こども家庭支援課 課長
三 島 美代子	こども家庭支援課 課長補佐
和久利 佐由里	こども家庭支援課 企画幹
末 森 利江子	こども家庭支援課 主任保健師
佐 藤 直 子	こども家庭支援課 企画員
川 西 理 加	こども家庭支援課 主任主事
柿 丸 義 之	こども家庭支援課 主事

《資料4》

奥出雲町子ども・子育て会議開催等の経緯

	期 日	内 容
第12回	平成29年10月12日	・「奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」中間評価について
第14回	平成29年11月22日	・「奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」中間評価について
第15回	平成30年7月17日	・任命式 ・「第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」の策定について
第16回	平成30年11月30日	・「第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」の策定及び策定スケジュールについて ・ニーズ調査票(案)について
調 査	平成30年1月15日 ～1月31日	・「第2期奥出雲町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
第17回	令和元年7月1日	・奥出雲町子ども・子育て会議の今後の事業内容について ・ニーズ調査からみる量の見込みと提供について ・「第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」の骨子について
第18回	令和元年9月20日	・「第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」の素案について
第19回	令和元年12月3日	・「第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」の素案について
第20回	令和2年3月24日	・第2期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画の策定について ・おくいずも子育て応援事業所認定式の報告について
第21回	令和2年7月17日	・任命式 ・奥出雲町の子ども・子育て施策について
第22回	令和2年11月17日	・おくいずも子育て応援事業所の認定審査について
第23回	令和3年7月27日	・奥出雲町の子ども・子育て施策(新規事業)について ・おくいずも子育て応援事業所認定奨励事業について
第24回	令和3年11月16日	・おくいずも子育て応援事業所の認定審査について ・奥出雲町おくいずも子育て応援事業所認定要綱(案)について
第25回	令和4年2月22日 (中止)	(新型コロナウイルス感染症拡大防止により書面審議にて) ・令和4年度町内幼児園の利用定員の変更について
第26回	令和4年6月28日	・任命式 ・奥出雲町の子ども・子育て施策について
第27回	令和4年8月25日	・「奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」中間評価について ・おくいずも子育て応援事業所認定奨励事業について
第28回	令和4年11月16日	・おくいずも子育て応援事業所の認定審査について ・「奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」中間評価について

第 29 回	令和 5 年 2 月 14 日 (中止)	・令和 5 年度町内幼稚園の利用定員の変更について
第 30 回	令和 5 年 6 月 27 日	・奥出雲町の子ども・子育て施策について ・おくいずも子育て応援事業所認定奨励事業について ・「第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」の策定について
第 31 回	令和 5 年 10 月 23 日	・おくいずも子育て応援事業所の認定審査について
調 査	令和 6 年 2 月 2 日 ～2 月 19 日	・「第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」 ・「こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査」実施
第 32 回	令和 6 年 2 月 21 日	・令和 6 年度町内幼稚園の利用定員及び運営等について ・令和 7 年度以降の放課後児童クラブについて ・「第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」について
第 33 回	令和 6 年 6 月 26 日	・奥出雲町の子ども・子育て施策について ・おくいずも子育て応援事業所認定奨励事業について ・事業の内容と計画、事業所への周知と募集、サポート事業について ・「第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画」の策定について
第 34 回	令和 6 年 8 月 20 日	・第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画策定について
第 35 回	令和 6 年 10 月 15 日	・おくいずも子育て応援事業所の認定審査について 新規認定事業所・認定更新事業所の審査について ・第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画素案について
	令和 7 年 1 月 24 日 ～2 月 7 日	パブリックコメント実施
第 36 回	令和 7 年 2 月 13 日	・奥出雲町こども計画案について ・令和 7 年度町内幼稚園の利用定員及び運営等について ・令和 7 年度以降の放課後児童クラブについて ・おくいずも子育て応援事業所について
	令和 7 年 2 月	・奥出雲町こども計画(第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画)・概要版作成
	令和 7 年 4 月	・奥出雲町こども計画(第 3 期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画)・概要版全戸配布

発行:奥出雲町こども家庭支援課

〒699-1592 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1
TEL 0854-54-2504 FAX 0854-54-0052
